# 都市自治体における法務人材 に関するアンケート調査

最終結果報告



# アンケート調査の実施概要

# 1. 調査の名称

都市自治体における法務人材に関するアンケート調査

# 2. 調査実施主体

公益財団法人 日本都市センター

# 3. 調査対象

815 市区 (792 市、23 特別区)

# 4. 調査期間

2021年1月29日~3月12日

# 5. 調査方法

[調査票の配布] 郵送及び当センターホームページからのダウンロード [調査票の回収] 調査票 (エクセルファイル) をメール又は FAX にて回答

# 6. 回収状況

回答対象	回収数	回収率
法務担当組織	364	44.7%
人事課	386	47.4%

※アンケート調査の集計結果については、基本的に小数第 2 位を四捨五入して掲載している。そのため、一部の設問では割合の合計が 100%となっていないものがある。

# 【本アンケート調査における用語の定義】

# • 「法務担当組織」

例規審査、政策形成・条例立案支援、法令解釈、訴訟、行政不服審査、庁内法 律相談等を<u>総括的に</u>所管する部署(教育委員会や議会事務局等に置かれている ものは除く)

例:法規課(係・担当)、文書課(係・担当)、政策法務課(係・担当)

# 「法務研修」

法制執務研修(条例立案時の起案方法など、法制執務技能の習得を目的とする研修)、政策法務研修(条例等を立案し実行するような立法の能力、法解釈能力の取得を目的とする研修)、法制研修(地方公務員として一般的に必要な法務知識の習得を目的とする研修)など

# 「法務人材」

自治体法務を中核的に担う職員(法務担当組織への配属の有無を問わない)

# 法務担当組織編

(単純集計・クロス集計)

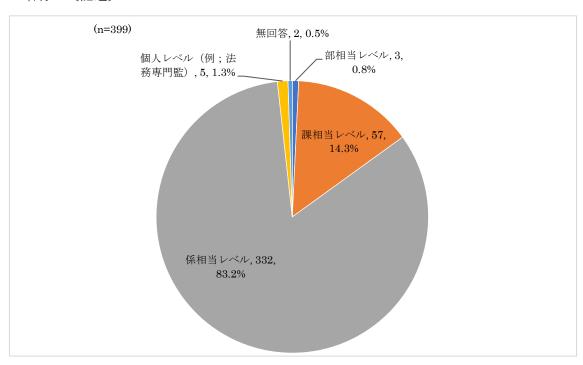
# I 単純集計

# 1 法務担当組織について

Q1 貴市の法務担当組織について、その名称、所属部門、常勤職員の総数 <u>(特別職は除く)</u>及び所管業務をお答えください。法務担当組織が複数ある場合は、それぞれについてご回答ください。(2020年10月1日現在)

364 自治体から 399 組織についての回答を得た。

# ■名称 〔記述〕



名称に以下の単語を含む組織数

• 「法務」、「法制」、「法規」又は「法令」 ・・・ 209 組織

うち、「政策法務」・・・ 12 組織

「総務」、「行政」又は「庶務」・・・ 179組織

「文書」・・・ 73 組織

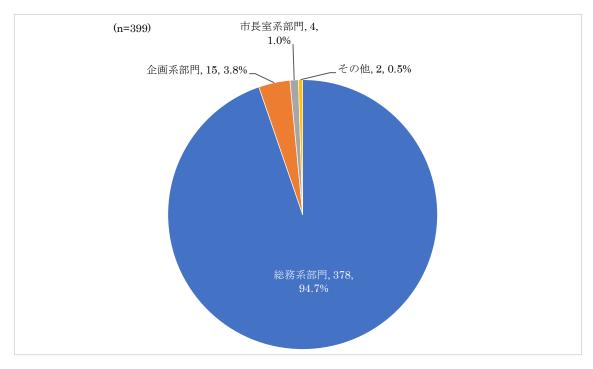
「訴訟」又は「訟務」・・・ 2組織

「コンプライアンス」又は「法令遵守」 ・・・ 8組織

「情報公開」・・・ 8組織

※1 つの法務担当組織の名称が上記の単語を複数含む場合があるため (例:法務文書係)、各 単語を含む組織数の合計は回答いただいた法務担当組織の総数を超過する。

# ■所属部門 〔単一選択〕

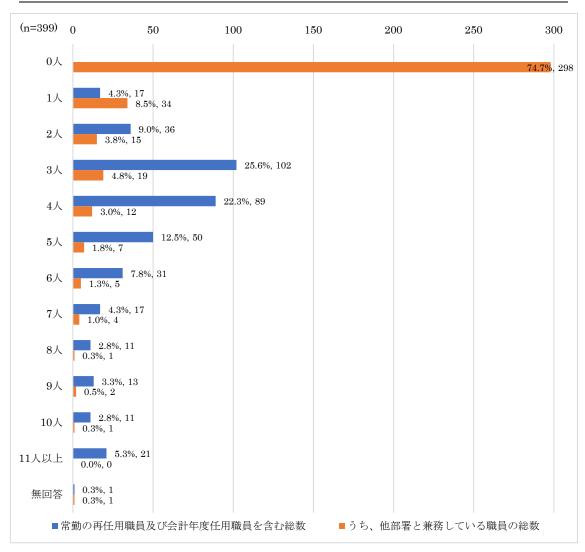


# <「その他」の内容>

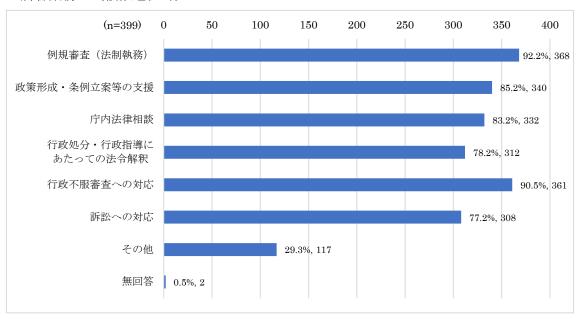
• 行政不服審査への対応に特化した独立部門・機関

# ■常勤職員の総数 〔記述〕 ※無回答:1組織

	平均值	中央値	最大値
常勤の再任用職員及び会計年度任用職員を含む総数	4.9 人	4 人	26 人
うち、他部署と兼務している職員の総数	0.7 人	0 人	10 人



# ■所管業務 〔複数選択可〕

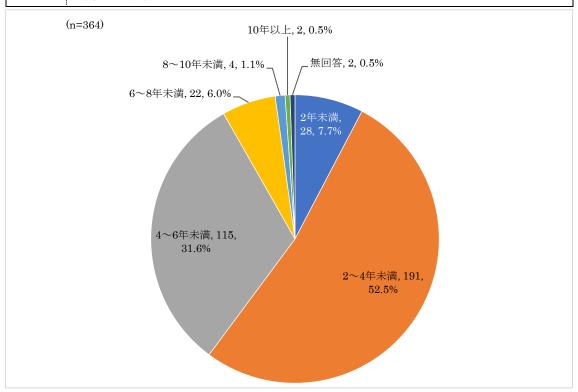


# <「その他」の主な内容>

- 文書事務の指導・管理
- 情報公開・個人情報保護制度の運用
- 公印管理
- 例規集の編集
- 公告
- 庁内法務研修の実施
- 公益内部通報·不当要求行為対応
- 法令情報の収集
- 議会及び議案の調製
- 固定資産評価審査委員会に関する事務
- 公平委員会に関する事務

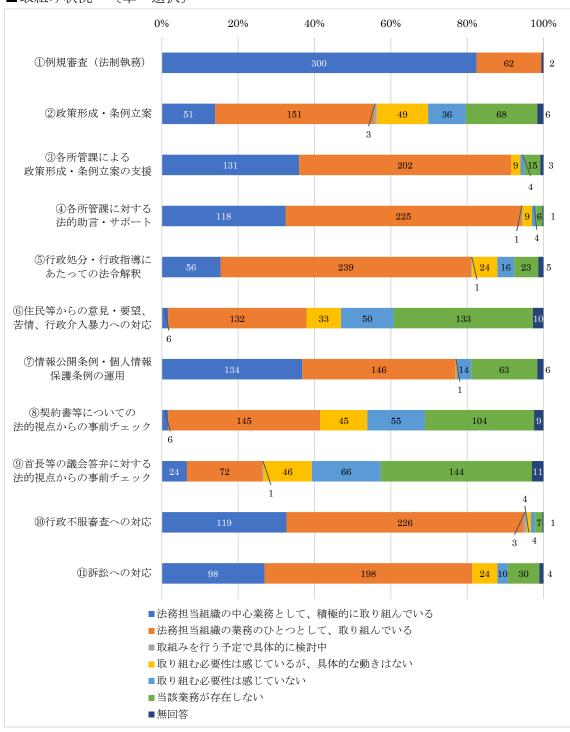
※Q1 で回答した法務担当組織について、Q4 までの設問にご回答ください(複数の法務担当組織を挙げていただいた場合も取りまとめてご回答ください)。

Q2 貴市の法務担当組織の職員の平均在籍年数(通算)は、概ね何年ですか。 [単一選択]

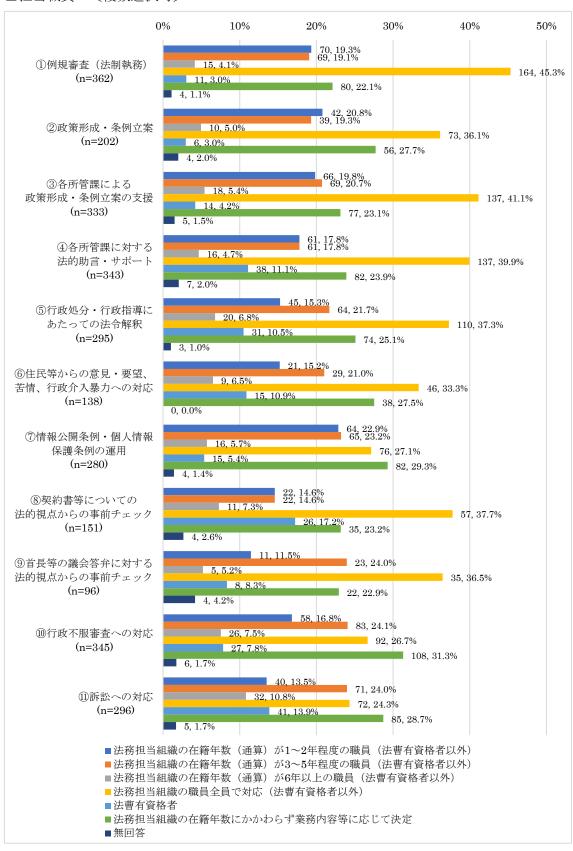


Q3 以下の業務に対する貴市の法務担当組織の取組み状況についてお答えください。また、「取組み状況」で、「(1) 法務担当組織の中心業務として、積極的に取り組んでいる」、「(2) 法務担当組織の業務のひとつとして、取り組んでいる」を選択した場合は、当該業務を担当する職員について併せてお答えください。

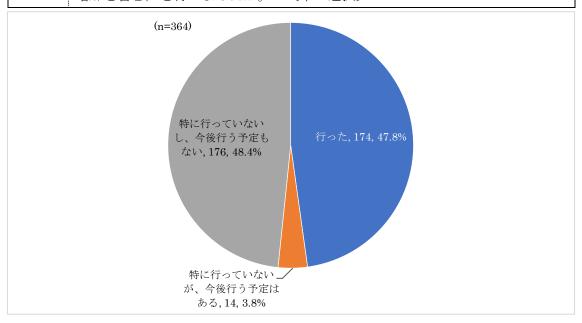
# ■取組み状況 〔単一選択〕



# ■担当職員 〔複数選択可〕



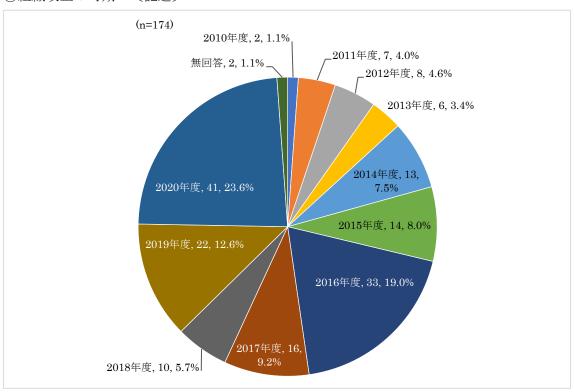
Q4 貴市では、2010 (平成22) 年度以降、法務担当組織に係る組織改正 (職員数の 増加を含む) を行いましたか。 〔単一選択〕



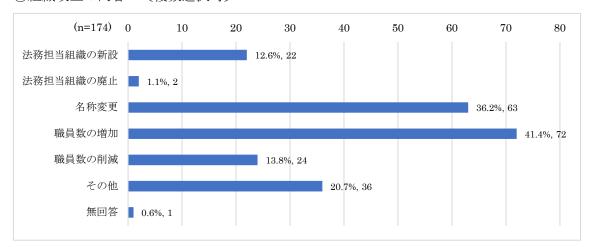
# ※「(1) 行った」を選択した方にお尋ねします。

Q4-1 組織改正を行った時期及びその内容、理由等についてお答えください。複数回行われた場合には、主要な組織改正についてご回答ください。

# ①組織改正の時期 〔記述〕



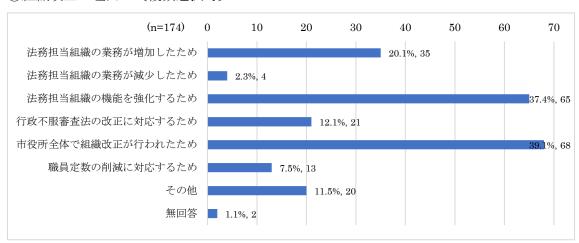
# ②組織改正の内容 〔複数選択可〕



#### <「その他」の主な内容>

- 法曹有資格者の採用
- 法務担当組織の統合
- 他の課/係との統合/兼務
- 法務担当組織の組織上の位置づけの変更(例;法務担当組織の独立、所属部課の変更)
- 法務担当の課長職の設置
- 法務担当の課長職/係長職の廃止
- 係制の廃止
- 所掌事務の見直し (例;文書事務を他課に移管)

# ③組織改正の理由 〔複数選択可〕

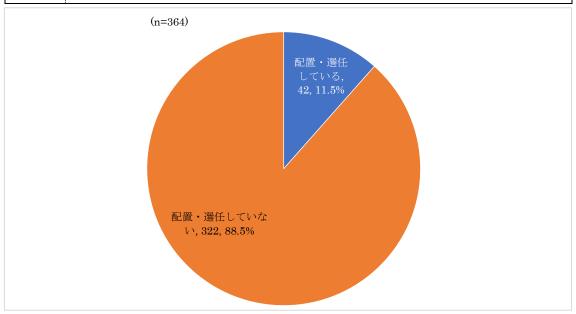


# <「その他」の主な内容>

- 法務担当組織に関わる組織改編が行われたため
- 法曹有資格者を採用したため
- 法務人材の育成を図り、法制執務を行える人材を増やしていくため
- 全職員数が減少したため
- 東日本大震災により法務関連業務が増加したため
- 一時的な業務増加に対応するため(例:中核市への移行、全国連合会事務局の設置)

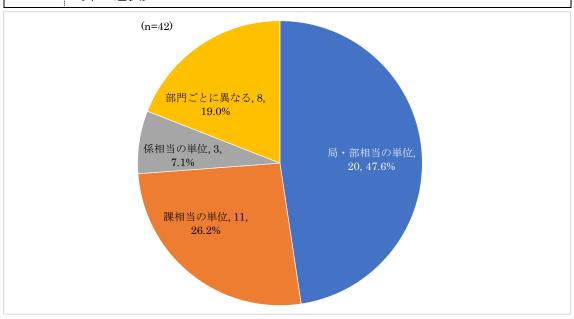
# 2 庁内の法務体制について

Q5 貴市では、法務担当組織以外の事業担当部門等(教育委員会、議会事務局を含む)に法務担当職員(例;法務支援員、法務主任)を配置・選任していますか。 〔単一選択〕



※「(1) 配置・選任している」を選択した方にお尋ねします。

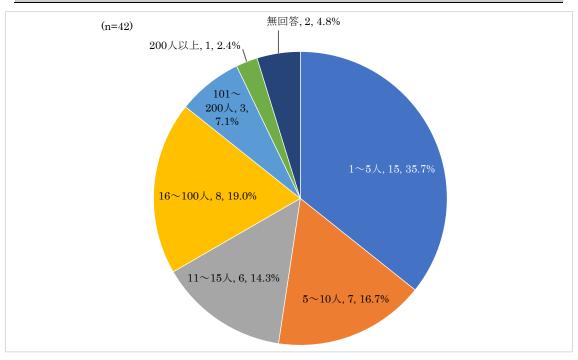
**Q5-1** 法務担当職員が配置・選任されている単位はどのようなものでしょうか。 [単一選択]



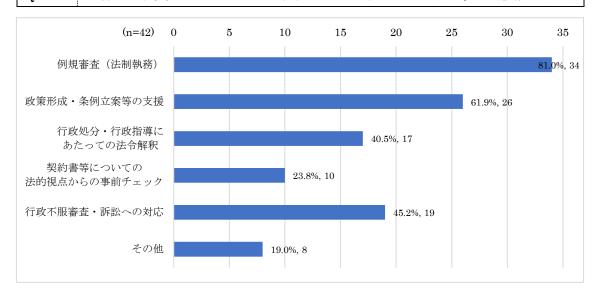
Q5-2 配置・選任されている法務担当職員の総数をお答えください。 〔記述〕

※無回答:2 自治体

		/• ( )( ( )	HI
	平均值	中央値	最大値
配置・選任されている法務担当職員の総数	28.7 人	8.5 人	211 人



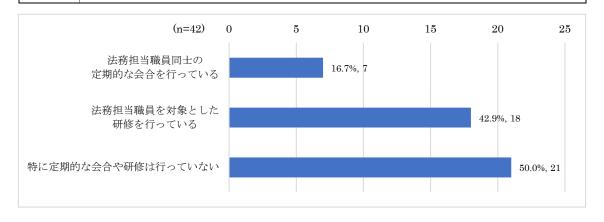
# Q5-3 法務担当職員が担っている主な役割はどのようなものですか。 〔複数選択可〕



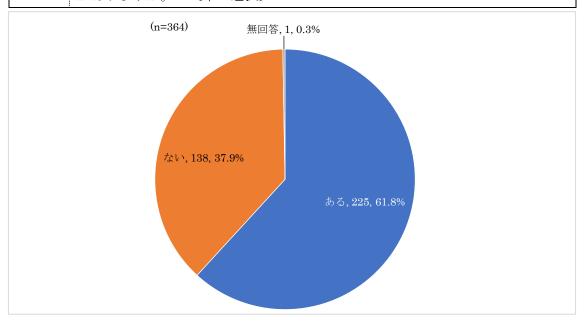
# <「その他」の主な内容>

- 要綱・要領の審査
- 法律相談への対応
- 庁内法務研修の企画、講師
- 学校巡回相談、家事審判手続き、困難事案の支援等
- 市民相談、生活保護・更生支援ケース対応、児童虐待ケース対応等
- 公平委員会

**Q5-4** 法務担当職員同士の定期的な会合や法務担当職員を対象とした研修を行っていますか。 〔複数選択可〕



Q6 貴市には、法務に関する庁内横断組織(例;例規審査委員会、法規審査委員会) がありますか。 〔単一選択〕



# ※「(1) ある」を選択した方にお尋ねします。

Q6-1 法務に関する庁内横断組織の名称、所掌事務、構成員の役職、<u>実際の</u>開催頻度 をお答えください。

225 自治体から 248 組織についての回答を得た。

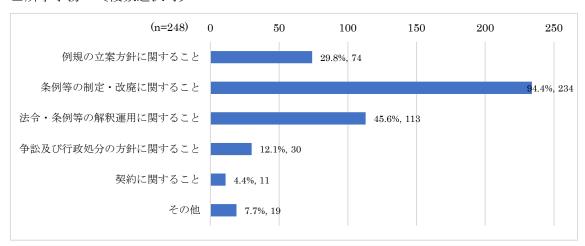
# ■名称 〔記述〕

主な回答例

- 例規審査委員会
- 法規審議会
- 訴訟対応等検討委員会
- 契約事務審査委員会
- 政策法務委員会

- 法令審査会
- 法制検討委員会
- 情報公開·個人情報保護調整委員会
- コンプライアンス推進委員会
- 政策調整会議

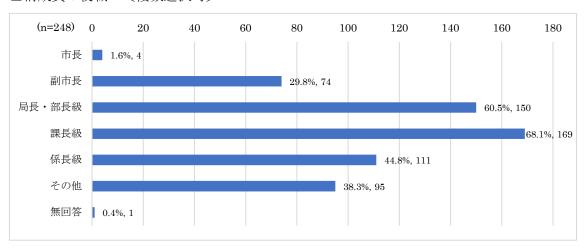
# ■所掌事務 〔複数選択可〕



# <「その他」の主な内容>

- 議案その他重要な文書の審査
- 主に法制執務面における例規の審査
- 不服申立てに関すること
- 私人の権利を収用し、若しくは制限する処分又は私人に新たな義務を課す処分で重要な ものに関する事項
- 情報公開に係る決定等
- コンプライアンスに関すること
- 市長の特命事項

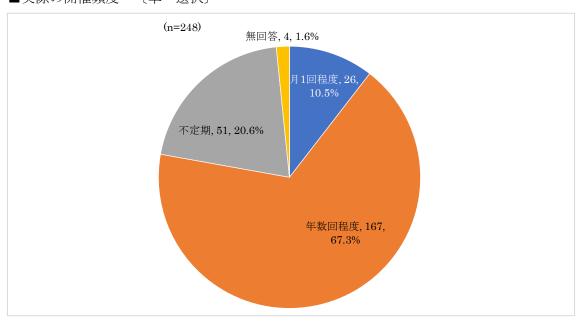
# ■構成員の役職 〔複数選択可〕



# <「その他」の主な内容>

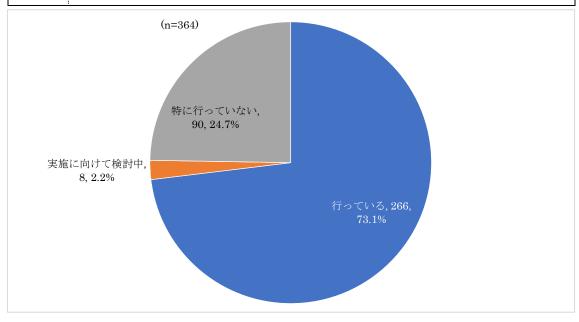
- 主任級以下(例;主任、副主任、主事)
- 課長補佐級
- 次長級
- 例規、議案等の審査を担当する者、法務担当組織の職員
- 元法務担当者、元例規担当
- 県の法務担当組織に出向した者
- 弁護士、行政経験者
- 企画課、人事課、財政課、財産管理課、調達課及び会計課の課長補佐級職員
- 各部局から選任された者
- 職員の中から任命する者

# ■実際の開催頻度 〔単一選択〕



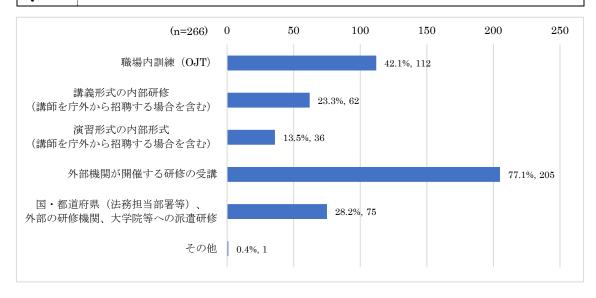
# 3 法務研修について

Q7 貴市では、法務担当組織の職員を対象とした法務研修を行っていますか。 〔単一選択〕



※「(1) 行っている」を選択した方にお尋ねします。

Q7-1 法務研修の方式はどのようなものですか。 〔複数選択可〕

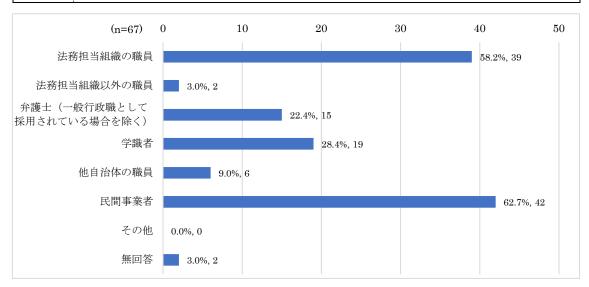


<「その他」の内容>

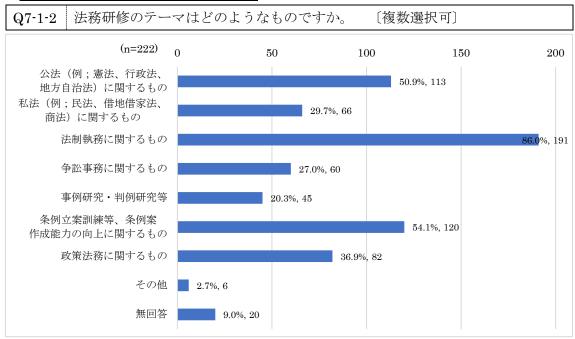
• 法令審査会幹事会への出席

※「(2) 講義形式の内部研修」、「(3) 演習形式の内部研修」を選択した方にお尋ねします。

Q7-1-1 法務研修の講師を務めるのはどなたですか。 〔複数選択可〕



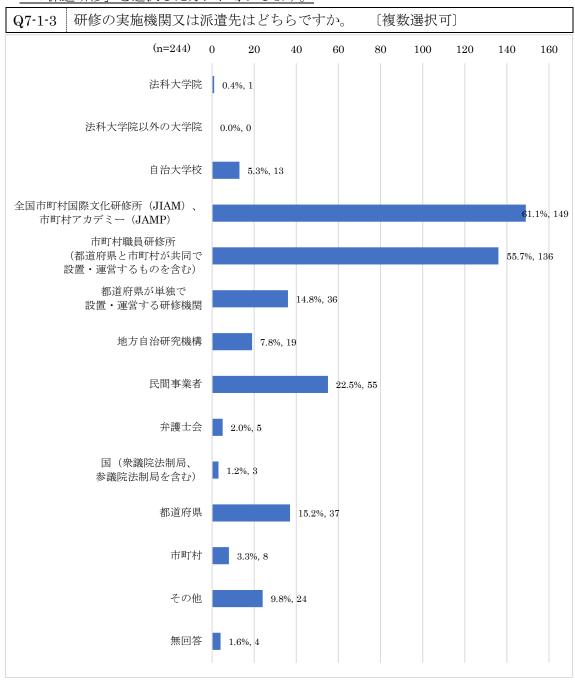
# ※「(2) 講義形式の内部研修」、「(3) 演習形式の内部研修」、「(4) 外部機関が開催する研修の 受講」を選択した方にお尋ねします。



< 「その他」の主な内容>

- 情報公開制度・個人情報保護制度に関するもの
- 審査請求に関するもの
- 使用料等の債権回収等
- 議会対応

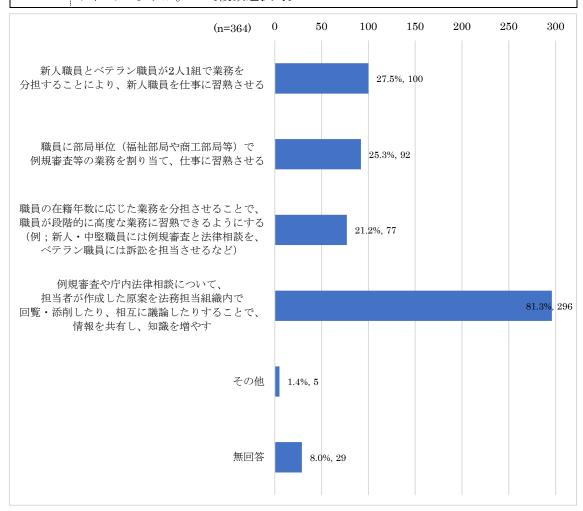
※「(4) 外部機関が開催する研修の受講」、「(5) 国・都道府県、外部の研修機関、大学院等 への派遣研修」を選択した方にお尋ねします。



# < 「その他」の主な内容>

- 一般社団法人
- 県内市町村が共同で設置している協議会
- 市町村振興協会
- 一部事務組合
- 市長会
- 弁護士事務所/顧問弁護士が在籍する法律事務所の弁護士

Q8 貴市では、法務担当組織の職員に対して、どのような職場内訓練(OJT)が行われていますか。 〔複数選択可〕

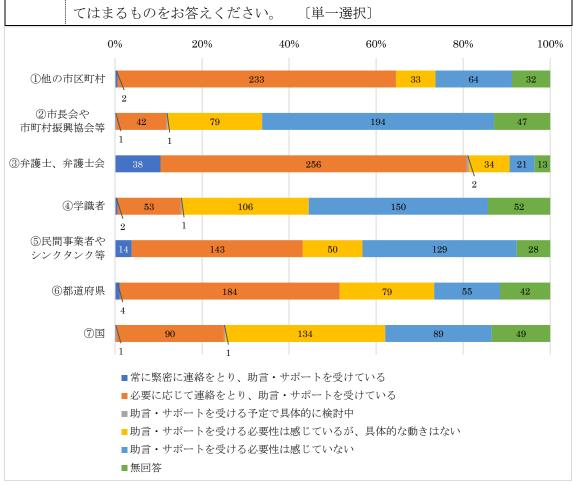


# <「その他」の主な内容>

- 例規審査・各課との協議を全員で行うことにより、情報共有・知識習得を図る。
- 例規審査・庁内法律相談・争訟実務を三位一体で経験させ、相互の関連性(訴訟上の和解 →議決、法律相談→政策的条例の立案など)を知り、多角的・総合的な法務能力を習熟さ せる。
- 法曹有資格者の助言等を受けながら、事案対応に当たる。

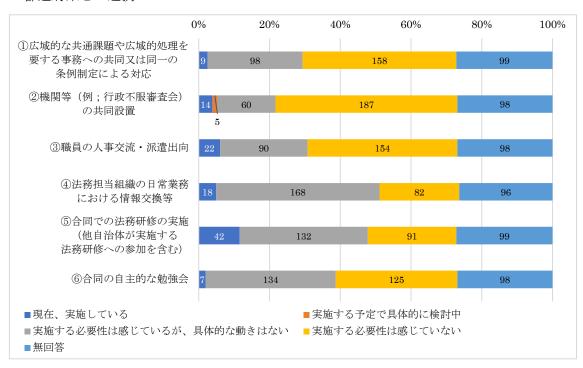
# 4 法務に関する連携について

**Q9** 外部組織・機関から貴市が受けている法務に関する助言・サポートについて当てはまるものをお答えください。 〔単一選択〕

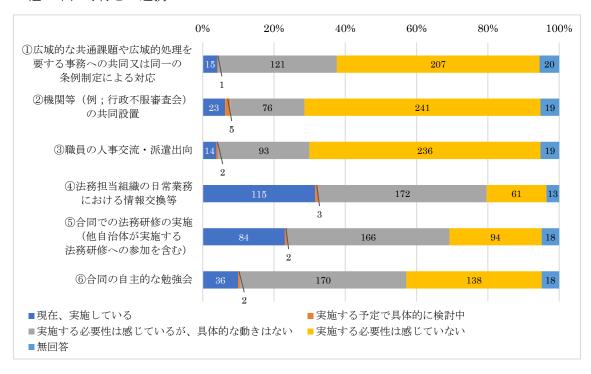


Q10 自治体相互間の法務に関する広域連携について当てはまるものをお答えください。 〔単一選択〕

# ■都道府県との連携



#### ■他の市区町村との連携

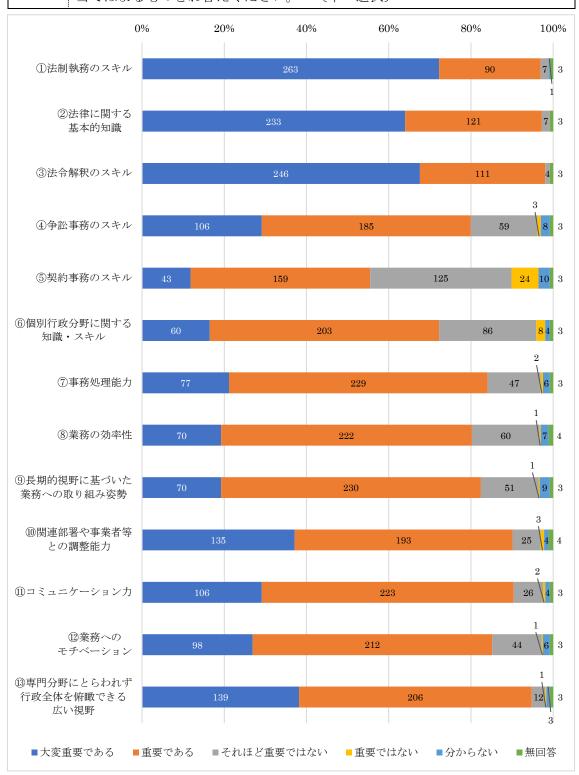


Q11 その他、法務に関する広域連携の取組みがありましたら具体的にお答えください。 〔記述〕

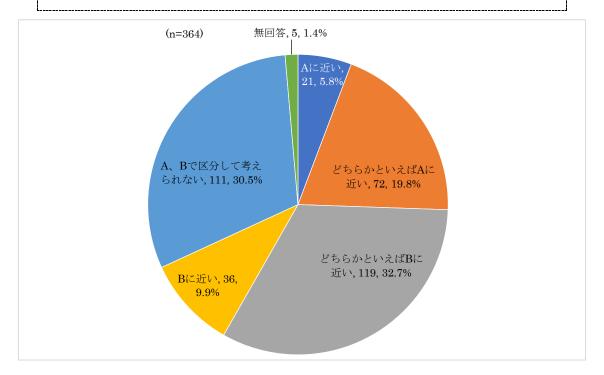
- 例規整備漏れ防止のために県内市間で情報共有を行っている。
- 法務事務(訴訟等)の処理に当たり、組合を設置している。
- 大都市法規事務連絡協議会(政令指定都市、東京都及び特別区で組織)や九州地区法律問題研究会(九州市長会が開催し、九州各地の市が参加)がそれぞれ年に1度開催され、事前に送付された議題に対する各都市の法的解釈や運用につき、意見交換を行っている。
- 実際に各自治体で発生した事例を基に作成された議題をテーマとして法的問題点を議論する会議に年 4 回程度参加し、職員の法務能力の向上や実務における法的課題等について共有を図っている。
- 県内の市の法制執務担当者をもって組織する連絡協議会に加入し、法制執務上の諸問題について、調査及び研究並びに情報交換を行っている。
- 近隣市と年 1 回例規及び文書管理に係る連絡会を開催し、業務の取組み状況等について情報交換をしている。
- 県内数市で、定例市議会に提出を予定する条例議案等について、定期的に情報の交換等 を行っている。
- 先進自治体の研修に視察という形で参加させてもらい、また、本市が主催で行った研修 について外部講師に了承をもらい、近隣市の法務職員数名を視察として受け入れるな ど交流を図っている。

# 5 「法務人材」について

Q12 一般の職員に比べて<u>「法務人材」に特に重要だと</u>考えるスキル・適性について 当てはまるものをお答えください。 [単一選択]



- Q13 「法務人材」のあり方について、貴市のお考えは次の A と B のどちらに近いですか。 〔単一選択〕
  - A ジェネラリスト(幅広い分野の知識や経験を有する人)であるべきである。
  - B スペシャリスト(法務に関する専門的知識・技術を有する人)であるべきである。



Q14 貴市における法務担当組織の体制、「法務人材」の確保・育成、法曹有資格者等の活用などについて、特徴的な取組みあるいは課題がありましたらお書きください。 [記述]

#### 【特徴的な取組み】

- 法務担当組織に弁護士資格を有する職員が配置されており、例規審査、法令解釈、庁内 法律相談、訴訟及び行政不服審査等の事務において、弁護士資格を有する職員、法務担 当組織の職員とが連携し、業務を行っている。
- 法曹有資格者等の採用は行っていないが、課内で疑義が生じた事項等について顧問弁 護士に相談(刑事事件対応の相談、軽易な契約書審査などを含む。)するため、来庁い ただいたり、メールで問い合わせたりすることがある。また、示談交渉業務、支払の督 促業務、法務研修の講師などを依頼することがある。
- 弁護士相談、法令審査について委託契約しており、外部の力を活用している。
- 行政法研究者(外部弁護士)と法律アドバイザー契約を締結し、セカンドオピニオンと して活用している。

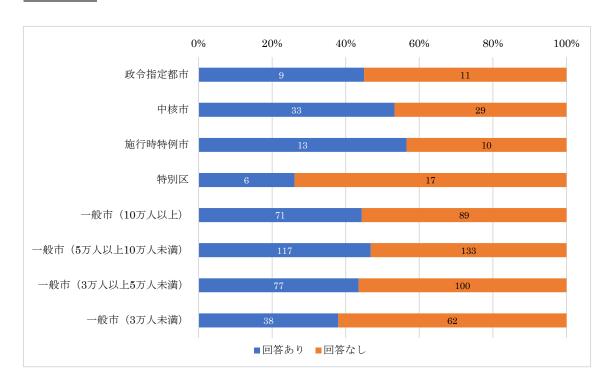
- 研修体制の充実を図っており、他自治体の職員や学識者、弁護士、有識者を講師に招いて研修を実施した。
- 各区局1~数名の法務担当者制度による庁内横断的な情報共有・法務人材育成。
- 過去に東京都の法務担当組織に10名派遣研修生を出している。派遣研修生は原則として、市の法務部門の部署に所属した経験がない職員が対象。1年間、例規等の審査業務又は政策法務に係る業務を都職員と同様に行うことで知識の習得に努める。
- 現在、他市に法務担当職として1名派遣している。
- 一部事務組合法務部に職員を派遣し、行政訴訟等の実務経験を積ませている。
- 職員の自主学習支援の一環として、民間検定の団体受検を年1回実施している。
- 入庁5年目の行政職の職員に対し、法務研修の受講を義務付けている。また、効果測定 として、民間検定の団体受検を導入する予定である。
- 係長試験受験者に対し、公費で民間検定を受検させている。一定以上の点数を獲得した場合、人事評価の加点対象としている。

#### 【課題】

- 法務担当組織の経験者や、行政事務や行政法に明るい者等によって、各部庶務担当課職 員の法務能力向上が理想であり、その体制づくりが課題。
- 法務人材が庁内に複数人在籍することを常況とするため、組織的かつ計画的に人材育成を進められるかが課題。
- 法務担当組織の業務が多岐にわたっており、例規だけに時間が割けないのが現状であるが、係全体の法制執務能力の向上と例規担当育成が課題と考える。
- 法務以外の事務も行うこと等から、時間を掛けた法務担当職員の育成に取り組むのが 難しい。
- 現在、法務担当組織には膨大な業務量が割り振られているため、適切な職員数の配置や 業務量の削減が必要である。
- 一般事務の職員が人事異動により法務担当になるので、専門知識に乏しく、業務が難しいと感じる。
- 人員配置数や異動の問題により継続的なスキルの維持が難しい。
- 原課職員の法制執務能力の育成。
- ハードクレーム、訴訟等が増加傾向にあるため、争訟分野に明るい人材の確保及び組織 体制の構築が課題である。
- 例規審査担当者の育成: 育成に最も時間を要するスキルであり、法曹有資格者でも例規 審査だけは対応が困難。例規審査担当職員の育成・数の確保が何よりも課題。
- 法曹有資格者等の活用については、今後の課題と考える。

# Ⅱ クロス集計

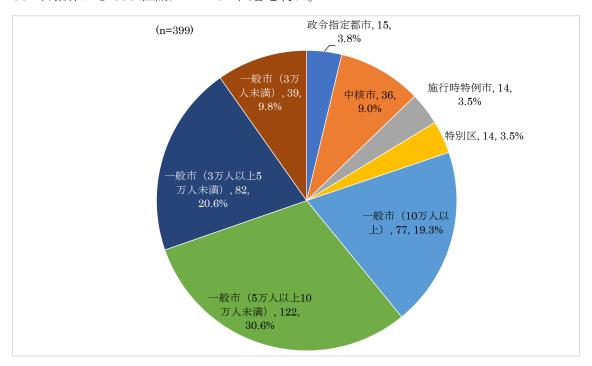
# <u>回答自治体</u>



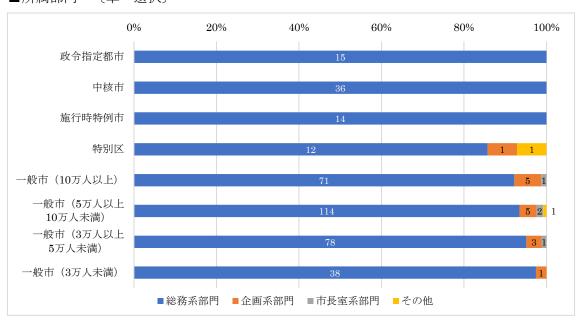
# 1 法務担当組織について

Q1 貴市の法務担当組織について、その名称、所属部門、常勤職員の総数 <u>(特別職は除く)</u>及び所管業務をお答えください。法務担当組織が複数ある場合は、それぞれについてご回答ください。(2020年10月1日現在)

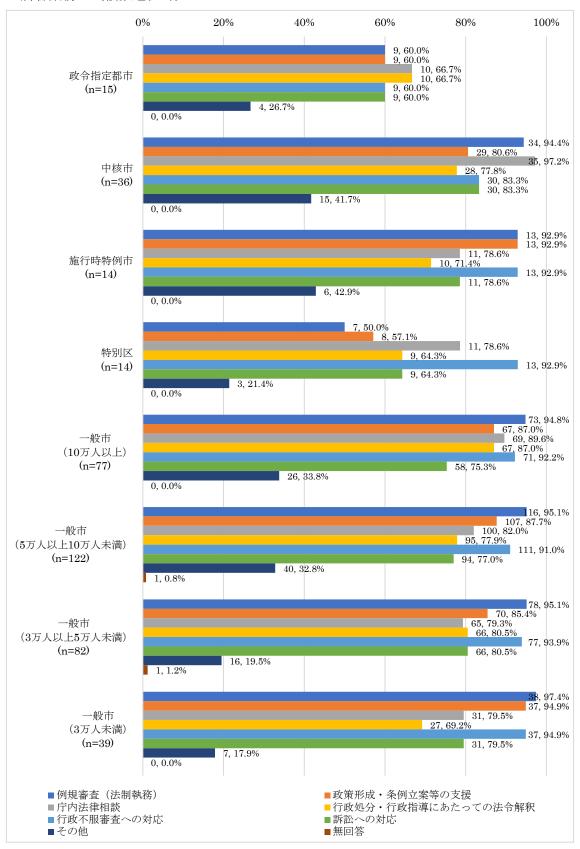
364 自治体から 399 組織についての回答を得た。



# ■所属部門 〔単一選択〕

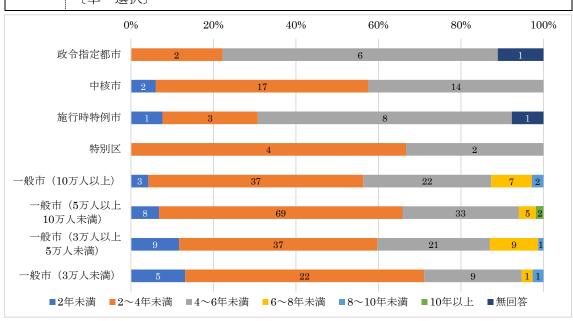


# ■所管業務 〔複数選択可〕



※Q1 で回答した法務担当組織について、Q4 までの設問にご回答ください(複数の法務担当組織を挙げていただいた場合も取りまとめてご回答ください)。

Q2 貴市の法務担当組織の職員の平均在籍年数(通算)は、概ね何年ですか。 〔単一選択〕



Q3 以下の業務に対する貴市の法務担当組織の取組み状況についてお答えください。また、「取組み状況」で、「(1) 法務担当組織の中心業務として、積極的に 取り組んでいる」、「(2) 法務担当組織の業務のひとつとして、取り組んでいる」 を選択した場合は、当該業務を担当する職員について併せてお答えください。

①伽相棄杏	(注制執發	;

				取組み	⊁状況				担当職員										
		1	2	3	4	5	6				1	2	3	4	5	6			
	全体	て、積極:	として、1	検組中を	が、具組む	い取り組む	当該業務	無回答	回答対象	全体	算 治 新担 1	算法 ) が担 3	算法 第 当 6 1	応 法 務 担 当	法曹有資	決定 お務担当	無回答		
		的に取り組んでい組織の中心業務と	取り組んでいる組織の業務のひと	行う予定で具体的	的な動きはない必要性は感じてい	必要性は感じてい	が存在しない		自治体数		<ul><li>2年程度の職員</li><li>組織の在籍年数(</li></ul>	〜 5年程度の職員組織の在籍年数(	年以上の職員の在籍年数(	組織の職員全員で	格者	業務内容等に応じ組織の在籍年数に			
		るし	つ	に	る	な					通	通	通	対		てか			
政令指定都市	100%	8 88, 9%	0, 0%	0, 0%	0, 0%	0.0%	-	1 11, 1%	8	9 113%	0, 0%	0, 0%	0,0%	5 62, 5%	12.5%	37, 5%	0, 0%		
	33	30	3		0.0%	0.00		0	33		2	2		24	0	_	0.00		
中核市	100%	90.9%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		106%	6. 1%	6.1%	0.0%	72.7%	0.0%	21. 2%	0.0%		
施行時特例市	13 100%	13 100. 0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0.0%	-	0.0%	13	14 108%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	9 69. 2%	7.7%	4 30.8%	0 0.0%		
特別区	6 100%	5 83. 3%	1 16. 7%	0 0.0%	0 0.0%	0.0%	-	1	6	7 117%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 66. 7%	1 16. 7%	2 33. 3%	0.0%		
一般市 (10万人以上)	71 100%	63 88. 7%	7 9. 9%	0 0.0%	0 0. 0%	0.0%	Ů	1.4%	70	84 120%	10 14. 3%	10 14. 3%	4 5. 7%	34 48. 6%	4 5. 7%	20 28. 6%	2 2. 9%		
一般市(5万人以上 10万人未満)	117 100%	99 84, 6%	18 15, 4%	0, 0%	0, 0%	0,0%	Ů	0,0%	117	132 113%	26 22, 2%	27 23, 1%	5 4.3%	51 43, 6%	0, 9%	21 17. 9%	0, 9%		
一般市(3万人以上 5万人未満)	77	60 77. 9%	17 22. 1%	0.0%	0.0%	0.0%	0	0.0%	77		19 24. 7%	19 24. 7%	6	26 33. 8%	3. 9%		0.0%		
一般市 (3万人未満)	38 100%	22 57. 9%	16 42. 1%	0 0.0%	0 0.0%	0.0%	, i	0.0%	38	42 111%	13 34. 2%	11 28. 9%	0 0.0%	11 28. 9%	0.0%		2.6%		
合 <b>計</b>	364 100%	300 82, 4%	62 17. 0%	0 0.0%	0 0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	362	413	70 19. 3%	69 19. 1%	15 4. 1%	164 45. 3%	11 3. 0%	1	1.1%		

②政策形成・条例立案

				取組み	状況								担当職員				
		1	2	3	4	5	6				1	2	3	4	5	6	
	全体	て、積極的に取り組んでいる法務担当組織の中心業務とし	として、取り組んでいる法務担当組織の業務のひとつ	検討中取組みを行う予定で具体的に	が、具体的な動きはない取り組む必要性は感じている	いり組む必要性は感じていな	当該業務が存在しない	無回答	回答対象自治体数	全体	算)が1~2年程度の職員法務担当組織の在籍年数(通	算)が3~5年程度の職員法務担当組織の在籍年数(通	算)が6年以上の職員法務担当組織の在籍年数(通	応 法務担当組織の職員全員で対	法曹有資格者	決定が発務内容等に応じておりまりのででである。	無回答
政令指定都市	9 100%	0 0.0%	3 33. 3%	0 0.0%	1 11. 1%	0 0.0%	-	1 11.1%	3	3 100%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0.0%	2 66. 7%	0.0%
中核市	33 100%	5 15, 2%	10 30, 3%	0 0, 0%	2 6. 1%	5 15. 2%		0.0%	15	17 113%	2 13, 3%	2 13, 3%	1	8 53, 3%	1 6. 7%	4 26. 7%	0.0%
施行時特例市	13 100%	7. 7%	3 23. 1%	0.0%	3 23.1%	1 7. 7%	5	0.0%	4	4	0.0%	0.0%	0.0%	4 100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特別区	6 100%	3 50. 0%	2 33. 3%	0 0.0%	1 16. 7%	0 0.0%	-	0.0%	5	6 120%	0 0.0%	0 0. 0%	- 1	4 80. 0%	20.0%	1 20.0%	0 0.0%
一般市 (10万人以上)	71 100%	9 12. 7%	26 36. 6%	1 1.4%	9 12. 7%	8 11. 3%		1 1.4%	35	41 117%	6 17. 1%	7 20. 0%	3 8. 6%	12 34. 3%	0.0%	12 34. 3%	1 2. 9%
一般市(5万人以上 10万人未満)	117 100%	16 13. 7%	44 37. 6%	1 0. 9%	21 17. 9%	10 8.5%		2 1. 7%	60	68 113%	13 21. 7%	13 21. 7%	1	23 38. 3%	1 1.7%	13 21. 7%	2 3. 3%
一般市(3万人以上 5万人未満)	77 100%	11 14. 3%	43 55. 8%	0 0.0%	9 11. 7%	7 9. 1%		0.0%	54	62 115%	12 22. 2%	11 20. 4%	- 1	16 29. 6%	3 5. 6%		0.0%
一般市 (3万人未満)	38 100%	6 15. 8%	20 52. 6%	1 2.6%	3 7. 9%	5 13. 2%		2 5. 3%	26	29 112%	9 34.6%	6 23. 1%	-1	5 19. 2%	0.0%	1	3.8%
合計	364 100%	51 14. 0%	151 41. 5%	3 0.8%	49 13. 5%	36 9. 9%		6 1.6%	202	230 114%	42 20. 8%	39 19. 3%	1	73 36. 1%	6 3. 0%		2.0%

③各所管課による政策形成・条例立案の支援

				取組み	∤状況				担当職員										
		1	2	3	4	5	6				1	2	3	4	5	6			
	全体	て、積極的に取り組んでいる法務担当組織の中心業務とし	として、取り組んでいる法務担当組織の業務のひとつ	検討中	が、具体的な動きはない取り組む必要性は感じている	いり組む必要性は感じていな	当該業務が存在しない	無回答	回答対象自治体数	全体	算)が1~ 2年程度の職員法務担当組織の在籍年数(通	算)が3~5年程度の職員法務担当組織の在籍年数(通	算)が6年以上の職員法務担当組織の在籍年数(通	応路担当組織の職員全員で対	法曹有資格者	決定 お務担当組織の在籍年数にかおらず業務内容等に応じて	無回答		
al A North trade	9	3	5	0	0	0	0	1	8	9	0	0	~	5	1	3	0		
政令指定都市	100%	33. 3%	55.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%		113%	0.0%	0.0%	0.0%	62.5%	12.5%	37.5%	0.0%		
中核市	33	14	14	0	0	1	4	0	28	30	2	2	0	20	0	6	0		
中核市	100%	42.4%	42.4%	0.0%	0.0%	3.0%	12.1%	0.0%		107%	7. 1%	7.1%	0.0%	71.4%	0.0%	21.4%	0.0%		
施行時特例市	13	8	4	0	1	0	0	0	12	13	0	0	0	9	1	3	0		
WE11 #0 10 D1114	100%	61.5%	30.8%	0.0%	7. 7%	0.0%	0.0%	0.0%		108%	0.0%	0.0%	0.0%	75.0%	8.3%	25.0%	0.0%		
特別区	6 100%	33, 3%	4 66, 7%	0 0, 0%	0, 0%	0 0, 0%	-	0, 0%	6	9 150%	0, 0%	1 16, 7%	1 16, 7%	4 66, 7%	2 33, 3%	1 16, 7%	0,0%		
一般市	71	32	33	0.0,0	0.0%	0.0%	0.0%	0.00	65	77	0.0%	10. 7,0	-	29	33. 3 <sub>/0</sub>	10. 1,6	0.0%		
(10万人以上)	100%	45, 1%	46, 5%	0, 0%	0, 0%	1.4%	5, 6%	1. 4%	00	118%	12, 3%	16, 9%		44, 6%	6, 2%	29, 2%	1.5%		
一般市(5万人以上	117	38	71	0	3	1	4	0	109	125	23	27	5	40	3	25	2		
10万人未満)	100%	32. 5%	60.7%	0.0%	2.6%	0.9%	3. 4%	0.0%		115%	21. 1%	24. 8%	4.6%	36. 7%	2.8%	22. 9%	1.8%		
一般市(3万人以上	77	29	42	0	3	0	3	0	71	85	20	16	6	24	3	16	0		
5万人未満)	100%	37.7%	54.5%	0.0%	3. 9%	0.0%	3.9%	0.0%		120%	28. 2%	22. 5%	8.5%	33. 8%	4. 2%	22.5%	0.0%		
一般市	38	5	29	0	2	1	0	1	34	38	13	12	1	6	0	4	2		
(3万人未満)	100%	13. 2%	76. 3%	0.0%	5. 3%	2.6%	0.0%	2.6%		112%	38. 2%	35. 3%	2.9%	17.6%	0.0%	11.8%	5. 9%		
合計	364	131	202	0	9	4	15	3	333	386	66	69	18	137	14	77	5		
LI PI	100%	36.0%	55. 5%	0.0%	2.5%	1.1%	4.1%	0.8%		116%	19.8%	20.7%	5.4%	41.1%	4. 2%	23.1%	1.5%		

④各所管課に対する法的助言・サポート

				取組み	<b>*</b> 状況				担当職員									
		1	2	3	4	5	6				1	2	3	4	5	6		
	全	て法	と法	検取	が取	い取	当	無	回	全	算法	算法	算 法	応法	法	決か法	無	
	体	、務	し務	討組	` b	ŋ	該	回	答	体	<b>〜 務</b>	~ 務	<b>〜</b> 務	務	曹	定わ務	日	
		積担極当	て担、当	中み を	具組体な	組むれ	業務	答	対象		が担 1当	が担 3 当	が担 6 当	担当	有資	ら担 ず当	答	
		的組	取組	行	的必	必必	199 255		自		5組	り組	年組	組	格格	業組		
		に織	り織	5	な要	要	存		治		2 織	5 織	以織	織	者	務織		
		取の	組の	予	動性	性	在		体		年の	年の	上の	の		内の		
		り中	ん業	定	きは	は	L A		数		程在	程在	の在	職		容在		
		組心ん業	で務いの	で 具	は感 なじ	感 じ	な い				度籍の年	度籍の年	職籍員年	員 全		等籍 に年		
		で務	るひ	体	いて	て	Ť				職数	職数	数	員		応数		
		いと	اع	的	W	W					員へ	員へ	_	で		じに		
		るし	つ	に	る	な					通	通	通	対		てか		
政令指定都市	9	8	0	0	0	0	0	1	8	11	0	0	0	5	3	3	0	
ex 17 HACHIPITE	100%	88. 9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%		138%	0.0%	0.0%	0.0%	62.5%	37. 5%	37. 5%	0.0%	
中核市	33	15	18	0	0	0	0	0	33	39	2	2	0	20	6	9	0	
1 12/11/	100%	45.5%	54.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		118%	6.1%	6.1%	0.0%	60.6%	18. 2%	27.3%	0.0%	
施行時特例市	13	7	6	0	0	0	0	0	13	16	0	0	0	8	4	4	0	
WE11-414 D114	100%	53.8%	46. 2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		123%	0.0%	0.0%	0.0%	61.5%	30.8%	30.8%	0.0%	
特別区	6	3	3	0	0	0	0	0	6	11	0	0	1	4	5	1	0	
10701122	100%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		183%	0.0%	0.0%	16.7%	66.7%	83.3%	16. 7%	0.0%	
一般市	71	28	42	0	0	0	1	0	70	84	8	12	4	26	10	22	2	
(10万人以上)	100%	39.4%	59. 2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%		120%	11.4%	17.1%	5. 7%	37.1%	14.3%	31.4%	2.9%	
一般市(5万人以上	117	33	79	1	3	1	0	0	112	125	22	23	5	44	6	23	2	
10万人未満)	100%	28. 2%	67.5%	0.9%	2.6%	0.9%	0.0%	0.0%		112%	19.6%	20.5%	4.5%	39. 3%	5.4%	20.5%	1.8%	
一般市(3万人以上	77	17	55	0	1	2	2	0	72	83	18	14	6	25	4	16	0	
5万人未満)	100%	22.1%	71.4%	0.0%	1.3%	2.6%	2.6%	0.0%		115%	25.0%	19.4%	8.3%	34.7%	5.6%	22. 2%	0.0%	
一般市	38	7	22	0	5	1	3	0	29	33	11	10	0	5	0	4	3	
(3万人未満)	100%	18.4%	57.9%	0.0%	13. 2%	2.6%	7.9%	0.0%		114%	37.9%	34. 5%	0.0%	17. 2%	0.0%	13.8%	10.3%	
合計	364	118	225	1	9	4	6	1	343	402	61	61	16	137	38	82	7	
`□ ਜ!`	100%	32.4%	61.8%	0.3%	2.5%	1.1%	1.6%	0.3%		117%	17.8%	17.8%	4. 7%	39.9%	11. 1%	23.9%	2.0%	

⑤行政処分・行政指導にあたっての法令解釈

				取組み	∤状況				担当職員									
		1	2	3	4	5	6				1	2	3	4	5	6		
	全体	て、積極的に取り組んでいる法務担当組織の中心業務とし	として、取り組んでいる法務担当組織の業務のひとつ	検討中 取組みを行う予定で具体的に	が、具体的な動きはない取り組む必要性は感じている	いり組む必要性は感じていな	当該業務が存在しない	無回答	回答対象自治体数	全体	算)が1~2年程度の職員法務担当組織の在籍年数(通	算)が3~5年程度の職員法務担当組織の在籍年数(通	算)が6年以上の職員法務担当組織の在籍年数(通	応 法務担当組織の職員全員で対	法曹有資格者	決定がおりません。おります。おりません。おりません。おりません。これがある。また、おりません。おいました。また、おいまでは、おいまでは、おいまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	無回答	
政令指定都市	9 100%	33, 3%	4 44, 4%	0 0, 0%	0 0, 0%	0, 0%	1	11.1%	7	9 129%	0,0%	0 0, 0%	- 1	4 57.1%	2 28, 6%	3 42, 9%	0,0%	
	33	33. 3%	21	0.0%	0.0%		_	11. 1%	29	34	0.0%	0.0%			4	42. 9%	0.0%	
中核市	100%	24, 2%	63, 6%	0.0%	0, 0%	_	-	0.0%	23	117%	6, 9%	6, 9%			13. 8%	34, 5%	0.0%	
施行時特例市	13	3 23, 1%	7 53, 8%	0,0%	1 7, 7%	0,0%	_	0,0%	10	13	0,0%	0,0%	1 10, 0%	7 70, 0%	40.0%	1 10, 0%	0,0%	
特別区	6	2 33. 3%	4 66. 7%	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	6	10 167%	0.0%	1 16. 7%	1	4	4 66. 7%	0 0.0%	0.0%	
一般市 (10万人以上)	71 100%	17 23. 9%	43 60. 6%	0 0.0%	1 1. 4%	5 7. 0%		0.0%	60	74 123%	7 11. 7%	10 16. 7%	-1	19 31. 7%	9 15. 0%	23 38. 3%	2 3. 3%	
一般市(5万人以上 10万人未満)	117 100%	15 12. 8%	78 66. 7%	1 0. 9%	10 8. 5%		6 5. 1%	2. 6%	93	108 116%	18 19. 4%	27 29. 0%	4 4. 3%	33 35. 5%	5 5. 4%	20 21.5%	1 1. 1%	
一般市(3万人以上 5万人未満)	77 100%	6 7.8%	60 77. 9%	0 0.0%	5 6. 5%		2 2.6%	0.0%	66	73 111%	12 18. 2%	14 21. 2%	-1	22 33. 3%	3 4. 5%		0.0%	
一般市 (3万人未満)	38 100%	2 5. 3%	22 57. 9%	0 0.0%	7 18. 4%	1 2.6%	5 13. 2%	1 2.6%	24	26 108%	6 25. 0%	10 41. 7%		5 20. 8%	0 0.0%	3 12. 5%	0.0%	
승計	364 100%	56 15. 4%	239 65. 7%	1 0. 3%	24 6.6%			5 1. 4%	295	347 118%	45 15. 3%	64 21. 7%		110 37.3%	31 10. 5%	74 25. 1%	3 1. 0%	

⑥住民等からの意見・要望、苦情、行政介入暴力への対応

				取組み	∤状況				担当職員									
		1	2	3	4	5	6				1	2	3	4	5	6		
	全体	て、積極的に取り組んでいる法務担当組織の中心業務とし	として、取り組んでいる法務担当組織の業務のひとつ	検討中取組みを行う予定で具体的に	が、具体的な動きはない取り組む必要性は感じている	いり組む必要性は感じていな	当該業務が存在しない	無回答	回答対象自治体数	全体	算)が1~2年程度の職員法務担当組織の在籍年数(通	算)が3~5年程度の職員法務担当組織の在籍年数(通	算)が6年以上の職員法務担当組織の在籍年数(通	応報担当組織の職員全員で対	法曹有資格者	決定かわらず業務内容等に応じては務担当組織の在籍年数にか	無回答	
政令指定都市	9 100%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 11. 1%	6 66. 7%	1 11.1%	1	1 100%	0 0.0%	0 0. 0%	-	1 100.0%	0 0. 0%	0 0.0%	0.0%	
-1-14-4-	33	0	9	0	3	4	16	1	9	11	0	0	1	6	2	2	0	
中核市	100%	0.0%	27.3%	0.0%	9.1%	12.1%	48.5%	3.0%		122%	0.0%	0.0%	11.1%	66. 7%	22. 2%	22. 2%	0.0%	
施行時特例市	13 100%	0 0.0%	5 38. 5%	0 0.0%	2 15. 4%	1 7. 7%	5 38. 5%	0.0%	5	7 140%	0 0.0%	1 20.0%	1 20.0%	3 60. 0%	2 40. 0%	0 0.0%	0.0%	
特別区	6 100%	1 16. 7%	3 50. 0%	0 0.0%	0 0.0%	1 16. 7%	-	0.0%	4	7 175%	0.0%	0 0.0%	-	2 50. 0%	3 75. 0%	1 25. 0%	0.0%	
一般市 (10万人以上)	71 100%	0 0.0%	26 36. 6%	0 0.0%	0 0.0%	15 21. 1%		3 4. 2%	26	31 119%	5 19. 2%	6 23. 1%	-	7 26. 9%	3 11.5%	9 34. 6%	0.0%	
一般市(5万人以上 10万人未満)	117 100%	2 1. 7%	33 28. 2%	0 0.0%	14 12. 0%	14 12. 0%		3.4%	35	38 109%	6 17. 1%	6 17. 1%	-	12 34. 3%	3 8. 6%	10 28.6%	0.0%	
一般市(3万人以上 5万人未満)	77 100%	2 2.6%	34 44. 2%	0 0.0%	7 9. 1%	13 16. 9%		0.0%	36	40 111%	7 19. 4%	9 25. 0%	3 8. 3%	8 22. 2%	2 5. 6%	11 30.6%	0 0. 0%	
一般市 (3万人未満)	38 100%	0 0.0%	22 57. 9%	0 0.0%	7 18. 4%	1 2.6%	7 18. 4%	2.6%	22	23 105%	3 13.6%	- 1	1	7 31. 8%	0 0.0%	5 22. 7%	0 0.0%	
合計	364 100%	6 1.6%	132 36, 3%	0 0.0%	33 9. 1%	50 13. 7%		10 2. 7%	138	158 114%	21 15. 2%	29 21. 0%		46 33. 3%	15 10. 9%	38 27. 5%	0 0.0%	

⑦情報公開条例・個人情報保護条例の運用

				取組み	状況								担当職員				
		1	2	3	4	5	6				1	2	3	4	5	6	
	全体	て、積極的に取り組んでいる法務担当組織の中心業務とし	として、取り組んでいる法務担当組織の業務のひとつ	検討中取組みを行う予定で具体的に	が、具体的な動きはない取り組む必要性は感じている	いり組む必要性は感じていな	当該業務が存在しない	無回答	回答対象自治体数	全体	算)が1~2年程度の職員法務担当組織の在籍年数(通	算)が3~5年程度の職員法務担当組織の在籍年数(通	算)が6年以上の職員法務担当組織の在籍年数(通	応 お務担当組織の職員全員で対	法曹有資格者	決定がおりません。 おおりず業務内容等に応じて 法務担当組織の在籍年数にか	無回答
政令指定都市	100%	2 22, 2%	1 11. 1%	0 0, 0%	0, 0%	0, 0%	_	11.1%	3	133%	1 33, 3%	1 33, 3%	0 0, 0%	1 33. 3%	0.0%	1 33, 3%	0, 0%
	33	22. 270	11. 170	0.0%	0.0%	0.0%		11.1%	15		33. 3%	33. 3% 1	0.0%		0.0%	33. 3% 7	0.0%
中核市	100%	27. 3%	18, 2%	0.0%	0, 0%	6.1%		3, 0%	10	120%	13, 3%	6, 7%			13, 3%	46, 7%	0.0%
施行時特例市	13 100%	6 46. 2%	3 23. 1%	0.0%	0.0%	1 7. 7%	3 23. 1%	0.0%	9	11	1 11.1%	1 11.1%	0 0.0%	4 44. 4%	2 22. 2%	33.3%	0.0%
特別区	6 100%	2 33. 3%	3 50. 0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	-	0.0%	5	7 140%	0 0.0%	0 0.0%	-	2 40. 0%	2 40.0%	3 60. 0%	0 0.0%
一般市 (10万人以上)	71 100%	34 47. 9%	16 22. 5%	0 0.0%	0 0.0%	4 5. 6%	15 21. 1%	2.8%	50	57 114%	8 16. 0%	7 14. 0%	3 6.0%	16 32. 0%	2 4.0%	20 40.0%	1 2.0%
一般市(5万人以上 10万人未満)	117 100%	46 39. 3%	49 41. 9%	0 0. 0%	1 0. 9%	5 4.3%		2 1.7%	95	110 116%	23 24. 2%	24 25. 3%	5 5. 3%	29 30. 5%	4 4. 2%	23 24. 2%	2 2. 1%
一般市(3万人以上 5万人未満)	77 100%	28 36. 4%	39 50. 6%	0 0.0%	0 0.0%	2 2. 6%		0.0%	67	78 116%	19 28. 4%	18 26. 9%		14 20. 9%	3 4. 5%		0.0%
一般市 (3万人未満)	38 100%	7 18. 4%	29 76. 3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0. 0%	_	0.0%	36	37 103%	10 27. 8%	13 36. 1%		4 11. 1%	0 0.0%	8 22. 2%	2.8%
合計	364 100%	134 36. 8%	146 40. 1%	0 0.0%	1 0. 3%	14 3.8%		6 1.6%	280	322 115%	64 22. 9%	65 23. 2%		76 27. 1%	15 5. 4%	82 29. 3%	1.4%

⑧契約書等についての法的視点からの事前チェック

				取組み	⊁状況								担当職員				
		1	2	3	4	5	6				1	2	3	4	5	6	
	全 体	て、積極的に取り組んでい法務担当組織の中心業務と	として、取り組んでいる法務担当組織の業務のひ	3 検討中 アロック おり で 見体的	が、具体的な動きはない取り組む必要性は感じて	5 取り組む必要性は感じてい	当該業務が存在しない	無回答	回答対象自治体数	全体	算)が1~2年程度の職員 法務担当組織の在籍年数(	算)が3~5年程度の職員と 法務担当組織の在籍年数(	算)が6年以上の職員法務担当組織の在籍年数	本法務担当組織の職員全員で	5 法曹有資格者	6 かわらず業務内容等に応じ 法務担当組織の在籍年数に	無回答
		るし	とっ	に	いる	な					通	貞(	· 通	対		てか	
政令指定都市	9	1	6	0	0	0	1	1	7	9	0	0	0	4	2	3	0
X 11日/C相/11	100%	11.1%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	11.1%		129%	0.0%	0.0%	0.0%	57.1%	28.6%	42.9%	0.0%
中核市	33	0	16	0	3	6	_	0	16	18	0	0	-	-	3	-	0
	100%	0.0%	48.5%	0.0%	9.1%	18. 2%	24. 2%	0.0%		113%	0.0%	0.0%		_	18.8%		0.0%
施行時特例市	13 100%	2 15, 4%	23, 1%	0, 0%	7, 7%	7, 7%	-	0, 0%	5	7 140%	0,0%		-	_		1	0, 0%
	6	0. 4/0	20.1%	0. 0,0	2	0		0.0%	3	5	0.0%	0.0%		2		_	0.0,0
特別区	100%	0.0%	50.0%	0.0%	33. 3%	0.0%	1	0.0%	J	167%	0.0%	-	-	_	_	-	0.0%
一般市	71	1	41	0	3	8	14	4	42	50	3	6	3	15	8	13	2
(10万人以上)	100%	1.4%	57.7%	0.0%	4. 2%	11.3%	19.7%	5.6%		119%	7.1%	14.3%	7.1%	35. 7%	19.0%	31.0%	4.8%
一般市(5万人以上	117	1	38	0	14	19	43	2	39	43	7	7	2	17	4	4	2
10万人未満)	100%	0.9%	32. 5%	0.0%	12.0%	16.2%	36.8%	1.7%		110%	17.9%	17.9%	5.1%	43.6%	10.3%	10.3%	5. 1%
一般市(3万人以上	77	1	28	0	11	17	20	0	29	34	7	6	5	5	4	7	0
5万人未満)	100%	1.3%	36. 4%	0.0%	14.3%	22.1%	26.0%	0.0%		117%	24.1%	20.7%	17. 2%	17. 2%	13.8%	24.1%	0.0%
一般市	38	0	10	0	11	4	11	2	10	11	5	3	0	2	0	1	0
(3万人未満)	100%	0.0%	26.3%	0.0%	28. 9%	10.5%	28.9%	5.3%		110%	50.0%	30.0%	0.0%	20.0%	0.0%	10.0%	0.0%
合計	364	6	145	0	45	55	104	9	151	177	22	22	11	57	26	35	4
	100%	1.6%	39.8%	0.0%	12.4%	15.1%	28.6%	2.5%		117%	14.6%	14.6%	7.3%	37.7%	17. 2%	23. 2%	2.6%

⑨首長等の議会答弁に対する法的視点からの事前チェック

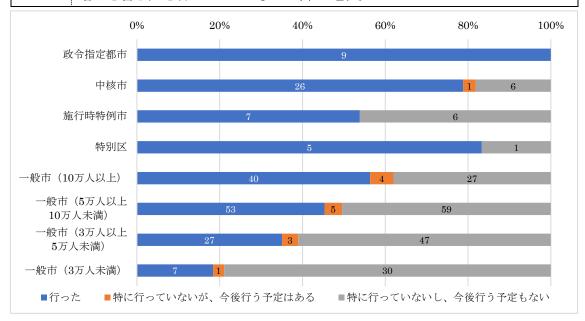
9自長等の議会各弁		447 000000	2 1-111	取組み	状況								担当職員				
		1	2	3	4	5	6				1	2	3	4	5	6	
	全体	て、積極的に取り組んでいる法務担当組織の中心業務とし	として、取り組んでいる法務担当組織の業務のひとつ	検討中 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	が、具体的な動きはない取り組む必要性は感じている	いり組む必要性は感じていな	当該業務が存在しない	無回答	回答対象自治体数	全体	算)が1~2年程度の職員法務担当組織の在籍年数(通	算)が3~5年程度の職員法務担当組織の在籍年数(通	算)が6年以上の職員法務担当組織の在籍年数(通	応 おり は とり で 対 は お 担 当 組 織 の 職 員 全 員 で 対	法曹有資格者	決定がわらず業務内容等に応じてお移担当組織の在籍年数にか	無回答
政令指定都市	9	1 11, 1%	22, 2%	0, 0%	0,0%	0 0, 0%	_	11.1%	3	133%	0,0%	0 0, 0%	0,0%	1 33, 3%	1 33, 3%	2 66, 7%	0, 0%
	33	2	6	0	0	7	17	1	8	8	0	0	0	2	0	5	1
中核市	100%	6. 1%	18. 2%	0.0%	0.0%	21.2%	51.5%	3.0%		100%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	62.5%	12.5%
施行時特例市	13 100%	3 23. 1%	2 15. 4%	0 0.0%	1 7. 7%	2 15. 4%	5 38. 5%	0.0%	5	6 120%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 80. 0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%
特別区	6 100%	0 0.0%	0 0. 0%	0 0. 0%	3 50. 0%	1 16. 7%	_	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般市 (10万人以上)	71 100%	4 5. 6%	12 16. 9%	0 0. 0%	5 7. 0%	17 23. 9%		2.8%	16	19 119%	0 0.0%	1 6. 3%	0 0.0%	9 56. 3%	3 18. 8%	5 31.3%	1 6. 3%
一般市(5万人以上 10万人未満)	117 100%	7 6.0%	20 17. 1%	1 0. 9%	16 13. 7%	17 14.5%		5 4.3%	27	31 115%	4 14. 8%	10 37. 0%	1	10 37. 0%	0 0.0%	2 7. 4%	2 7. 4%
一般市(3万人以上 5万人未満)	77 100%	6 7. 8%	20 26. 0%	0 0.0%	12 15. 6%	17 22. 1%		1.3%	26	29 112%	6 23. 1%	7 26. 9%	2 7. 7%	5 19. 2%	3 11.5%	6 23. 1%	0.0%
一般市 (3万人未満)	38 100%	1 2.6%	10 26. 3%	0 0.0%	9 23. 7%	5 13. 2%		1 2.6%	11	11 100%	1 9.1%	5 45. 5%	1	4 36. 4%	0 0.0%	1 9. 1%	0 0.0%
숨計	364 100%	24 6.6%	72 19. 8%	1 0. 3%	46 12. 6%	66 18. 1%		11 3. 0%	96	108 113%	11 11.5%	23 24. 0%	1	35 36. 5%	8 8.3%	22 22. 9%	4. 2%

⑩行政不服審査への対応

				取組み	り状況								担当職員				
		1	2	3	4	5	6				1	2	3	4	5	6	
	全体	て、積極的に取り組んでいる法務担当組織の中心業務とし	として、取り組んでいる法務担当組織の業務のひとつ	検討中 取組みを行う予定で具体的に	が、具体的な動きはない取り組む必要性は感じている	いり組む必要性は感じていな	当該業務が存在しない	無回答	回答対象自治体数	全体	算)が1~2年程度の職員法務担当組織の在籍年数(通	算)が3~5年程度の職員法務担当組織の在籍年数(通	算)が6年以上の職員法務担当組織の在籍年数(通	応におり、おります。	法曹有資格者	決定かわらず業務内容等に応じて法務担当組織の在籍年数にか	無回答
政令指定都市	9 100%	7 77, 8%	1 11. 1%	0,0%	1	-	0,0%	11.1%	8	10 125%	0,0%	0,0%	-	4 50, 0%	25, 0%	4 50, 0%	0, 0%
	33	12	18	0.0,0				11. 1/0	30	35		5.0%		_		14	0. 0,0
中核市	100%	36, 4%	54.5%	0, 0%	1	-	9.1%	0.0%	50	117%	3, 3%	16, 7%		33, 3%		46, 7%	3, 3%
	13	8	5	0.0%		_	0.170	0.0%	13	19	0.0%	2	_	6	4	4	0.00
施行時特例市	100%	61.5%	38. 5%	0.0%	1	-	0.0%	0.0%	10	146%	0.0%	15. 4%		46. 2%	30.8%	30.8%	0.0%
	6	4	2	0	0	0	0	0	6	11	0	0	0	3	5	3	0
特別区	100%	66. 7%	33. 3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		183%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	83.3%	50.0%	0.0%
一般市	71	30	38	1	1	0	1	0	68	78	5	16	4	18	5	28	2
(10万人以上)	100%	42.3%	53.5%	1.4%	1.4%	0.0%	1.4%	0.0%		115%	7.4%	23.5%	5.9%	26. 5%	7.4%	41.2%	2.9%
一般市(5万人以上	117	36	73	1	2	2	3	0	109	127	26	32	9	31	4	24	1
10万人未満)	100%	30.8%	62.4%	0.9%	1.7%	1.7%	2.6%	0.0%		117%	23.9%	29.4%	8.3%	28.4%	3.7%	22.0%	0.9%
一般市(3万人以上	77	18	57	0	0	2	0	0	75	83	16	19	9	15	3	21	0
5万人未満)	100%	23.4%	74.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%		111%	21.3%	25.3%	12.0%	20.0%	4.0%	28.0%	0.0%
一般市	38	4	32	1	1	0	0	0	36	37	10	9	1	5	0	10	2
(3万人未満)	100%	10.5%	84.2%	2.6%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%		103%	27.8%	25.0%	2.8%	13.9%	0.0%	27.8%	5.6%
合計	364	119	226	3	4	4	7	1	345	400	58	83	26	92	27	108	6
	100%	32. 7%	62. 1%	0.8%	1.1%	1.1%	1.9%	0.3%		116%	16.8%	24.1%	7.5%	26.7%	7.8%	31.3%	1.7%

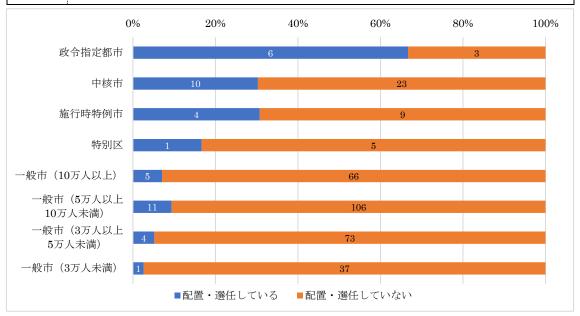
⑪訴訟への対応																	
				取組∂	5状況								担当職員				
		1	2	3	4	5	6				1	2	3	4	5	6	
	全	て法	と法	検取	が 取 `り	い取	当	無	回	全	算法	算法	算法	応法	法	決か法	無
	体	、務 積担	し務て担	討組 中み	具組	り 組	該業	回答	答対	体	<ul><li>務</li><li>が担</li></ul>	<ul><li>務</li><li>が担</li></ul>	<ul><li>務</li><li>が担</li></ul>	務 担	曹有	定わ務ら担	回答
		極当	`当	を	体む	む	務		象		1 当	3 当	6 当	当	資	ず当	
		的組に織	取組り織	行う	的必 な要	必要	が 存		自治		9 組 2 織	5 組 5 織	年組 以織	組織	格者	業組務織	
		取の	組の	予	動性	性	在		体		年の	年の	上の	max の	-18	内の	
		り中	ん業	定	きは	は	L		数		程在	程在	の在	職		容在	
		組心ん業	で務いの	で 具	は感 なじ	感 じ	ない				度籍の年	度籍の年	職籍員年	員 全		等籍 に年	
		で務	るひ	体	いて	て	,				職数	職数	数	員		応数	
		いと	とっ	的 に	い	V)					員へ通	員①	· 通	で 対		じに てか	
	9	るし 7			る 0	な 0			8	10	7	通 0	~_	7.3			0
政令指定都市	100%	77. 8%	1 11. 1%	0, 0%		0, 0%	0, 0%	11.1%	8	12 150%	0.0%	0.0%	0, 0%	4 50, 0%		50, 0%	0, 0%
-1-14-1-	33	16	15	0	0	0	2	0	31	36	1	3	0	12	9	11	0
中核市	100%	48.5%	45.5%	0.0%	0.0%	0.0%	6.1%	0.0%		116%	3. 2%	9.7%	0.0%	38. 7%	29.0%	35.5%	0.0%
施行時特例市	13	9	2	0	0	0	2	0	11	16	1	2	3	5	4	1	0
WE11 6444 54111	100%	69. 2%	15.4%		_	0.0%	15. 4%	0.0%		145%	9.1%	18.2%	27. 3%			9.1%	0.0%
特別区	6	4	2		0	ĭ	0	0	6	12		0	1	3	_	2	0
	100%	66. 7%	33. 3%	_	_	0.0%	0.0%	0.0%		200%	16. 7%	0.0%	16.7%			_	0.0%
一般市 (10万人以上)	71	22	35		-	1	9	0	57	67	2	11	5	13		27	1
	100%	31.0%	49.3%	0.0%	_	1.4%	12. 7%	0.0%		118%		19.3%	8.8%	22. 8%		47.4%	1.8%
一般市(5万人以上 10万人未満)	117 100%	21 17. 9%	73 62, 4%			3, 4%	6.0%	1.7%	94	107 114%	18 19, 1%	29 30, 9%	12 12. 8%			19 20, 2%	2, 1%
	77	17. 9%	62. 4%	_		3.4%	6. U% 5	1. 7%	64	70	_	_		21. 3%	_	20. 2%	2. 1%
一般市(3万人以上 5万人未満)	100%	19, 5%		-	1	-1	6, 5%	1.3%	04	109%	18.8%	31. 3%			1		0.0%
一般市	38	4	21			2	5	0	25	26		6	2	4	0.5%	7	2
(3万人未満)	100%	10. 5%	55. 3%	0.0%	15. 8%	5.3%	13. 2%	0.0%		104%	20.0%	24.0%	8.0%	16.0%	0.0%	28.0%	8.0%
A #1.	364	98	198	0	24	10	30	4	296	346	40	71	32	72	41	85	5
合計	100%	26. 9%	54.4%	0.0%	6.6%	2.7%	8.2%	1.1%		117%	13.5%	24.0%	10.8%	24. 3%	13. 9%	28. 7%	1.7%

Q4 貴市では、2010 (平成22) 年度以降、法務担当組織に係る組織改正 (職員数の増加を含む) を行いましたか。 〔単一選択〕

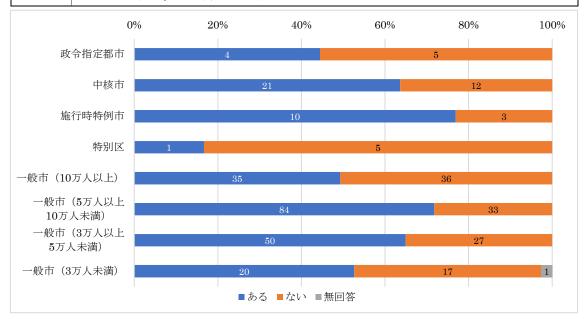


## 2 庁内の法務体制について

Q5 貴市では、法務担当組織以外の事業担当部門等(教育委員会、議会事務局を含む)に法務担当職員(例;法務支援員、法務主任)を配置・選任していますか。 [単一選択]

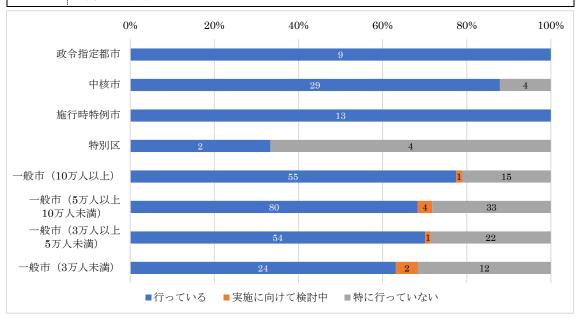


Q6 貴市には、法務に関する庁内横断組織(例;例規審査委員会、法規審査委員会) がありますか。 〔単一選択〕

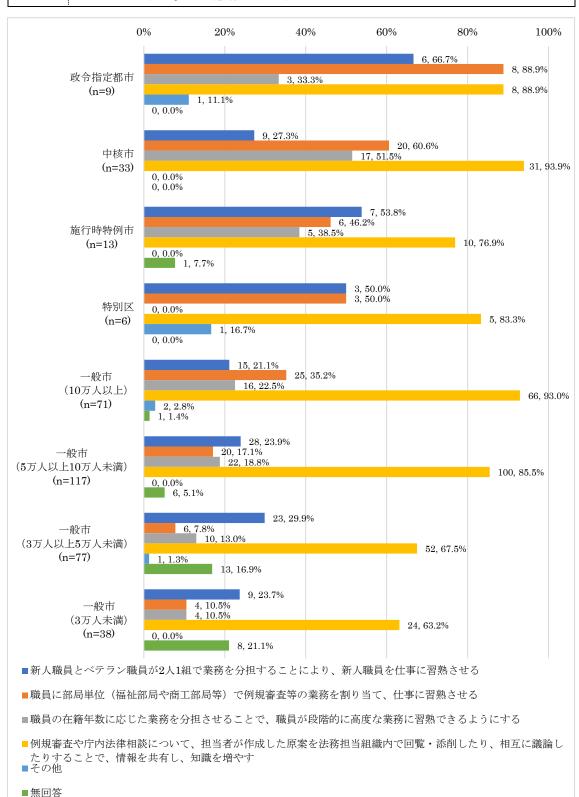


# 3 法務研修について

Q7 貴市では、法務担当組織の職員を対象とした法務研修を行っていますか。 〔単一選択〕



Q8 貴市では、法務担当組織の職員に対して、どのような職場内訓練(OJT)が行われていますか。 〔複数選択可〕



# 4 法務に関する連携について

Q9 外部組織・機関から貴市が受けている法務に関する助言・サポートについて当てはまるものをお答えください。 〔単一選択〕

#### ①他の市区町村

<b>小他の中区町村</b>							
		1	2	3	4	5	
	全体	常に緊密に 連絡をとり、 助言・サポートを 受けている	必要に応じて 連絡をとり、 助言・サポートを 受けている	助言・サポートを 受ける予定で 具体的に検討中	助言・サポートを 受ける必要性は 感じているが、 具体的な動きはない	助言・サポートを 受ける必要性は 感じていない	無回答
政令指定都市	9 100%	0.0%	5 55. 6%	0 0. 0%	0 0. 0%	3 33. 3%	1 11. 1%
中核市	33 100%	0 0.0%	22 66. 7%	0 0. 0%	1 3.0%	9 27. 3%	3.0%
施行時特例市	13	0	7	0	2	3	1
	100%	0.0%	53. 8%	0. 0%	15. 4%	23. 1%	7. 7%
特別区	6	0	6	0	0	0	0
	100%	0. 0%	100. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%
一般市(10万人以上)	71	0	53	0	2	13	3
	100%	0.0%	74. 6%	0. 0%	2. 8%	18. 3%	4. 2%
一般市(5万人以上10万人未満)	117	1	77	0	11	13	15
	100%	0. 9%	65. 8%	0.0%	9. 4%	11. 1%	12. 8%
一般市(3万人以上5万人未満)	77	1	44	0	6	18	8
	100%	1.3%	57. 1%	0.0%	7. 8%	23. 4%	10. 4%
一般市(3万人未満)	38	0	19	0	11	5	3
	100%	0.0%	50. 0%	0.0%	28. 9%	13. 2%	7. 9%
습計	364	2	233	0	33	64	32
	100%	0.5%	64. 0%	0. 0%	9. 1%	17. 6%	8. 8%

#### ②市長会や市町村振興協会等

		1	2	3	4	5	
	全体	常に緊密に 連絡をとり、 助言・サポートを 受けている	必要に応じて 連絡をとり、 助言・サポートを 受けている	助言・サポートを 受ける予定で 具体的に検討中	助言・サポートを 受ける必要性は 感じているが、 具体的な動きはない	助言・サポートを 受ける必要性は 感じていない	無回答
政令指定都市	9 100%	0 0. 0%	0.0%	0 0.0%	33.3%	5 55, 6%	1 11. 1%
中核市	33 100%	0.0%	5	0.0%	5 15. 2%	22 66. 7%	1 3. 0%
施行時特例市	13	0	0	0	3	9	1
	100%	0.0%	0.0%	0. 0%	23. 1%	69. 2%	7. 7%
特別区	6	0	0	0	1	5	0
	100%	0. 0%	0.0%	0. 0%	16. 7%	83. 3%	0. 0%
一般市(10万人以上)	71	0	6	0	12	46	7
	100%	0.0%	8. 5%	0. 0%	16. 9%	64. 8%	9. 9%
一般市(5万人以上10万人未満)	117	1	9	0	29	56	22
	100%	0. 9%	7. 7%	0. 0%	24. 8%	47. 9%	18. 8%
一般市(3万人以上5万人未満)	77	0	13	1	17	35	11
	100%	0. 0%	16. 9%	1. 3%	22. 1%	45. 5%	14. 3%
一般市(3万人未満)	38	0	9	0	9	16	4
	100%	0. 0%	23. 7%	0. 0%	23. 7%	42. 1%	10. 5%
습計	364 100%	1 0. 3%	42 11. 5%	1 0. 3%	79 21. 7%		47 12. 9%

3 弁護:	士、弁	護Ⅎ	上会

		1	2	3	4	5	
	全体	常に緊密に 連絡をとり、 助言・サポートを 受けている	必要に応じて 連絡をとり、 助言・サポートを 受けている	助言・サポートを 受ける予定で 具体的に検討中	助言・サポートを 受ける必要性は 感じているが、 具体的な動きはない	助言・サポートを 受ける必要性は 感じていない	無回答
政令指定都市	9 100%	2 22. 2%	6 66. 7%	0 0. 0%	1 11. 1%	0.0%	0.0%
中核市	33 100%	5 15. 2%	24 72. 7%	0 0.0%	2 6. 1%	2 6. 1%	0.0%
施行時特例市	13 100%	0.0%	10 76. 9%	0 0.0%	1 7. 7%	2 15. 4%	0.0%
特別区	6 100%	0 0.0%	3 50.0%	0 0. 0%	1 16. 7%	2 33. 3%	0.0%
一般市(10万人以上)	71 100%	13 18. 3%		0 0. 0%	4 5. 6%	1 1. 4%	3 4. 2%
一般市(5万人以上10万人未満)	117 100%	11 9. 4%		1 0. 9%	13 11. 1%	4 3. 4%	2 1. 7%
一般市(3万人以上5万人未満)	77 100%	5 6. 5%	50 64. 9%	1 1. 3%	7 9. 1%	8 10. 4%	6 7. 8%
一般市(3万人未満)	38 100%	2 5. 3%	27 71. 1%	0 0. 0%	5 13. 2%	2 5. 3%	2 5. 3%
승카	364 100%	38 10. 4%			34 9. 3%	21 5. 8%	13 3. 6%

#### ④学識者

マナ 興日							
		1	2	3	4	5	
	全体	常に緊密に 連絡をとり、 助言・サポートを 受けている	必要に応じて 連絡をとり、 助言・サポートを 受けている	助言・サポートを 受ける予定で 具体的に検討中	助言・サポートを 受ける必要性は 感じているが、 具体的な動きはない	助言・サポートを 受ける必要性は 感じていない	無回答
政令指定都市	9	0	2	0	3	3	1
以节指定部门	100%	0.0%	22. 2%	0.0%	33. 3%	33.3%	11.1%
中核市	33	1	7	0	7	17	1
1 100 10	100%	3.0%	21.2%	0.0%	21. 2%	51.5%	3.0%
施行時特例市	13	0	2	0	4	6	1
WE11 40 40 Date	100%	0.0%	15. 4%	0.0%	30.8%	46. 2%	7. 7%
特別区	6	0	0	0	1	5	0
が心に	100%	0.0%	0.0%	0.0%	16. 7%	83.3%	0.0%
一般市(10万人以上)	71	0	14	0	21	29	7
成市(10万八公工)	100%	0.0%	19.7%	0.0%	29.6%	40.8%	9.9%
一般市(5万人以上10万人未満)	117	1	14	0	32	47	23
双市(3万八多二10万八水间)	100%	0.9%	12.0%	0.0%	27. 4%	40. 2%	19. 7%
一般市(3万人以上5万人未満)	77	0	12	1	24	26	14
成市 (3万人)《五3万人不前)	100%	0.0%	15.6%	1.3%	31.2%	33. 8%	18.2%
一般市(3万人未満)	38	0	2	0	14	17	5
月又 ロュー (ロフォラマンハ・作画)	100%	0.0%	5.3%	0.0%	36. 8%	44.7%	13. 2%
合計	364	2	53	1	106	150	52
	100%	0.5%	14.6%	0.3%	29. 1%	41.2%	14.3%

#### ⑤民間事業者やシンクタンク等

<b>⑤氏向手未省 ピノフノノフノサ</b>							
		1	2	3	4	5	
	全体	常に緊密に 連絡をとり、 助言・サポートを	必要に応じて 連絡をとり、 助言・サポートを	助言・サポートを 受ける予定で 具体的に検討中	助言・サポートを 受ける必要性は 感じているが、	助言・サポートを 受ける必要性は 感じていない	無回答
		受けている	受けている		具体的な動きはない		
政令指定都市	9	0	0	0	2	6	1
以节指定部印	100%	0.0%	0.0%	0.0%	22. 2%	66. 7%	11.1%
中核市	33	0	8	0	5	19	1
中核川	100%	0.0%	24. 2%	0.0%	15. 2%	57. 6%	3.0%
施行時特例市	13	0	7	0	3	3	0
加4.1] 中子子子为1[]	100%	0.0%	53. 8%	0.0%	23. 1%	23. 1%	0.0%
特別区	6	0	2	0	0	4	0
<b>行</b> 別区	100%	0.0%	33. 3%	0.0%	0.0%	66. 7%	0.0%
一般市(10万人以上)	71	0	29	0	6	31	5
一般们(10万人以上)	100%	0.0%	40. 8%	0.0%	8. 5%	43. 7%	7.0%
加土 /FT   DI   10 T   土油)	117	5	48	0	17	32	15
一般市(5万人以上10万人未満)	100%	4. 3%	41.0%	0.0%	14. 5%	27. 4%	12.8%
一般市(3万人以上5万人未満)	77	5	32	0	10	25	5
一般川(3万人以上3万八木両)	100%	6. 5%	41.6%	0.0%	13. 0%	32. 5%	6.5%
. 飢士 (9丁   土津)	38	4	17	0	7	9	1
一般市(3万人未満)	100%	10. 5%	44.7%	0.0%	18. 4%	23. 7%	2.6%
A =1	364	14	143	0	50	129	28
合計	100%	3. 8%	39. 3%	0.0%	13. 7%	35. 4%	7. 7%

⑥都道府県

<b>の即足</b> が 水							
		1	2	3	4	5	
	全体	常に緊密に 連絡をとり、 助言・サポートを 受けている	必要に応じて 連絡をとり、 助言・サポートを 受けている	助言・サポートを 受ける予定で 具体的に検討中	助言・サポートを 受ける必要性は 感じているが、 具体的な動きはない	助言・サポートを 受ける必要性は 感じていない	無回答
政令指定都市	9 100%	0.0%	2 22. 2%	0 0.0%	2 22. 2%	44.4%	11. 1%
中核市	33 100%	0.0%	13 39. 4%	0 0.0%	7 21. 2%	12 36. 4%	3.0%
施行時特例市	13 100%	0.0%	ŭ	0 0.0%	2 15. 4%	5 38. 5%	1 7. 7%
特別区	6 100%	0.0%	5 83. 3%	0 0.0%	0 0. 0%	1 16. 7%	0. 09
一般市(10万人以上)	71 100%	1 1.4%	36 50. 7%	0 0.0%	12 16. 9%		8. 59
一般市(5万人以上10万人未満)	117 100%	0.0%	55	0 0.0%	27 23. 1%	8 6. 8%	19 16. 29
一般市(3万人以上5万人未満)	77 100%	2 2. 6%	42 54. 5%	0 0. 0%	17 22. 1%	6 7. 8%	10 13. 0%
一般市(3万人未満)	38 100%	1 2.6%	18 47. 4%	0 0.0%	12 31. 6%		10.5%
승카	364 100%		184 50. 5%	0 0.0%	79 21. 7%		42 11. 5%

⑦国

		1	2	3	4	5	
	全体	常に緊密に 連絡をとり、 助言・サポートを 受けている	必要に応じて 連絡をとり、 助言・サポートを 受けている	助言・サポートを 受ける予定で 具体的に検討中	助言・サポートを 受ける必要性は 感じているが、 具体的な動きはない	助言・サポートを 受ける必要性は 感じていない	無回答
政令指定都市	9	0	2	0	3	3	1
ST 17 Jane High	100%	0.0%	22. 2%	0.0%	33. 3%	33. 3%	11.1%
中核市	33	0	9	0	8	15	1
1 150114	100%	0.0%	27.3%	0.0%	24. 2%	45. 5%	3.0%
施行時特例市	13	0	2	0	5	5	1
沙田   1 中立 4立 15月111	100%	0.0%	15.4%	0.0%	38.5%	38. 5%	7.7%
特別区	6	0	5	0	0	1	0
特別区	100%	0.0%	83. 3%	0.0%	0.0%	16. 7%	0.0%
一般市(10万人以上)	71	1	16	0	24	23	7
被印(10万人以土)	100%	1.4%	22. 5%	0.0%	33. 8%	32. 4%	9.9%
一般市(5万人以上10万人未満)	117	0	33	0	42	20	22
展刊(3万八级工10万八米1両)	100%	0.0%	28. 2%	0.0%	35. 9%	17. 1%	18.8%
一般市(3万人以上5万人未満)	77	0	15	0	31	18	13
短巾(3万尺以上3万尺不個)	100%	0.0%	19. 5%	0.0%	40. 3%	23.4%	16.9%
一般市(3万人未満)	38	0	8	1	21	4	4
一阪川(3万八木個)	100%	0.0%	21. 1%	2. 6%	55. 3%	10. 5%	10.5%
승카	364	1	90	1	134	89	49
TOTAT	100%	0.3%	24. 7%	0.3%	36. 8%	24. 5%	13.5%

Q10 自治体相互間の法務に関する広域連携について当てはまるものをお答えください。 〔単一選択〕

①広域的な共通課題や広域的処理を要する事務への共同又は同一の条例制定による対応

			都道	府県			他の市区町村					
		1	2	3	4			1	2	3	4	
	全体	現在、実施している	具体的に検討中実施する予定で	具体的な動きはないは感じているが、実施する必要性	は感じていない実施する必要性	無回答	全体	現在、実施している	具体的に検討中実施する予定で	具体的な動きはない は感じているが、 実施する必要性	は感じていない実施する必要性	無回答
政令指定都市	9 100%	0 0. 0%	_	-	3 33. 3%	5 55. 6%	9 100%	0 0. 0%	0.0%	-	-	1 11. 1%
中核市	33 100%	2 6. 1%	0 0.0%	-	17 51. 5%	8 24. 2%	33 100%	1 3. 0%	0 0.0%	-		1 3. 0%
施行時特例市	13 100%	0 0. 0%	0 0. 0%	1 7. 7%	8 61. 5%	4 30.8%	13 100%	1 7. 7%	0 0.0%	2 15. 4%	-	1 7. 7%
特別区	6 100%	0 0. 0%	-	-	4 66. 7%	1 16. 7%	6 100%	2 33. 3%	0 0.0%	-	_	0 0. 0%
一般市(10万人以上)	71 100%	1 1. 4%	0 0. 0%		42 59. 2%	17 23. 9%	71 100%	1 1. 4%	0.0%			2.8%
一般市(5万人以上10万人未満)	117 100%	0 0. 0%	ŭ	39 33. 3%	48 41. 0%	30 25. 6%	117 100%	3 2. 6%	0.0%			8 6. 8%
一般市(3万人以上5万人未満)	77 100%	4 5. 2%	0 0. 0%			22 28. 6%	77 100%	5 6. 5%	1 1.3%			4 5. 2%
一般市(3万人未満)	38 100%	2 5. 3%				12 31.6%	38 100%	2 5. 3%	0.0%	10		3 7. 9%
合計	364 100%	9 2. 5%	0	98	158	99 27. 2%	364	15 4. 1%	0.3%	121	207	20 5. 5%

# ②機関等(例;行政不服審査会)の共同設置

	都道府県						他の市区町村					
		1	2	3	4	Arr		1	2	3	4	
	全体	現 在	具 実 体 施	具は実 体感施	は実 威施	無回	全体	現 在	具実 体施	具は実 体感施	は実 感施	無回
			的す	的じす	じす	答	14-	``	的す	的じす	じす	答
		実 施	にる 検予	なてる 動い必	てる い必			実施	にる 検予	なてる 動い必	てる い必	
		旭し	対定	動い必	な要			ルし	(快 ) が 討 定	動い必	な要	
		て	中で	はが性	い性			て	中で	はが性	い性	
		い る		な、				い る		ない		
		~		,				2		•		
政令指定都市	9	0	0	1	3	5	9	0	0	2	6	1
以 节 相 足 都 印	100%	0.0%	0.0%	11.1%	33.3%	55.6%	100%	0.0%	0.0%	22. 2%	66. 7%	11.1%
中核市	33	0	0	2	23	8	33	0	0	-		1
1 200	100%	0.0%	0.0%	6. 1%	69. 7%	24. 2%	100%	0.0%	0.0%	6.1%	90. 9%	3.0%
施行時特例市	13	0	-	0	-	4	13	0	0	-		1
	100%	0.0%	0.0%	0.0%		30. 8%		0.0%	0.0%		-	7. 7%
特別区	6	0	0	0	5	1	6	1	0	-	_	0
	100%	0.0%	0.0%	0.0%		16. 7%		16. 7%	0.0%			0.0%
一般市(10万人以上)	71	2	1	7	44	17		2	0	-		2
	100%	2.8%	1.4%	9.9%		23. 9%		2.8%	0.0%			2. 8%
一般市(5万人以上10万人未満)	117	2	2	27	57	29		1	2			8
	100%	1. 7%	1. 7%			24. 8%		0.9%	1. 7%			6. 8%
一般市(3万人以上5万人未満)	77	8	2	12	32	23	77	10	3			b
	100%	10.4%	2.6%	15.6%	41.6%	29. 9%		13.0%	3.9%			6. 5%
一般市(3万人未満)	38	2	0	11		11		9	0			1
	100%	5. 3%	0. 0% 5	28. 9% 60		28. 9% 98		23. 7%	0.0%			2. 6%
合計	364 100%	14	_			98 26. 9%	364 100%	23 c 20	_			19
	100%	3.8%	1.4%	16.5%	51.4%	26.9%	100%	6.3%	1.4%	20.9%	66. 2%	5. 2%

#### ③職員の人事交流・派遣出向

			都道	府県			他の市区町村					
		1	2	3	4			1	2	3	4	
	全 体	現在、実施している		具体的な動きはない は感じているが、 実施する必要性	は感じていない実施する必要性	無回答	全体	現在、実施している	具体的に検討中実施する予定で	具体的な動きはない は感じているが、 実施する必要性	は感じていない実施する必要性	無回答
政令指定都市	9 100%	1 11. 1%	_	-	2 22. 2%	5 55. 6%	9 100%	0.0%	0.0%	Ŭ		1 11. 1%
中核市	33 100%	0 0. 0%	0 0. 0%	-	20 60. 6%	8 24. 2%	33 100%	0.0%	0 0.0%	-		1 3. 0%
施行時特例市	13 100%	0 0. 0%	ŭ	_	7 53. 8%	4 30. 8%	13 100%	0.0%	0 0.0%	2 15. 4%		1 7. 7%
特別区	6 100%	0 0.0%	ŭ	-	4 66. 7%	1 16. 7%	6 100%	3 50.0%	0 0.0%	-		0 0. 0%
一般市(10万人以上)	71 100%	2 2. 8%	0 0. 0%		33 46. 5%	17 23. 9%	71 100%	2 2.8%	0 0.0%	10		3 4. 2%
一般市(5万人以上10万人未満)	117 100%	7 6. 0%	0 0. 0%	10	40 34. 2%	30 25. 6%	117 100%	7 6. 0%	0 0.0%	0.1		8 6. 8%
一般市(3万人以上5万人未満)	77 100%	8 10. 4%	ŭ		33 42. 9%	22 28. 6%	77 100%	0.0%	2 2.6%			4 5. 2%
一般市(3万人未満)	38 100%	4 10. 5%		_	15 39. 5%	11 28. 9%	38 100%	2 5. 3%	0 0.0%			1 2. 6%
合計	364 100%	22 6. 0%			154 42. 3%	98 26. 9%	364 100%	14 3.8%	2 0.5%			19 5. 2%

# ④法務担当組織の日常業務における情報交換等

			都道	府県			他の市区町村					
		1	2	3	4			1	2	3	4	
	全体	現在、実施している	具体的に検討中実施する予定で	具体的な動きはないは感じているが、実施する必要性	は感じていない実施する必要性	無回答	全体	現在、実施している	具体的に検討中実施する予定で	具体的な動きはないは感じているが、実施する必要性	は感じていない実施する必要性	無回答
政令指定都市	9	0.0%	-	-	33.3%	5 55, 6%	9	66, 7%	0,0%	_		0, 0%
中核市	33 100%	2 6. 1%	0	13	10	8 24. 2%	33 100%	12 36. 4%	0.0%			3.0%
施行時特例市	13 100%	1 7. 7%	-	-		4 30. 8%	13 100%	5 38. 5%	0 0.0%	_	_	1 7. 7%
特別区	6 100%	0 0.0%	-	_	3 50. 0%	1 16. 7%	6 100%	3 50. 0%	0 0.0%	_		0 0. 0%
一般市(10万人以上)	71 100%	3 4. 2%			21 29. 6%	17 23. 9%	71 100%	23 32. 4%	0 0.0%			2 2. 8%
一般市(5万人以上10万人未満)	117 100%	6 5. 1%	-		24 20. 5%	28 23. 9%	117 100%	39 33. 3%	1 0. 9%			5 4. 3%
一般市(3万人以上5万人未満)	77 100%	4 5. 2%			12 15. 6%	22 28. 6%	77 100%	20 26. 0%	2 2.6%			3 3. 9%
一般市(3万人未満)	38 100%	2 5. 3%	-		5 13. 2%	11 28. 9%	38 100%	7 18. 4%	0.0%			1 2. 6%
合計	364 100%	18 4. 9%			82 22. 5%	96 26. 4%	364 100%	115 31. 6%	3 0. 8%			13 3. 6%

⑤合同での法務研修の実施(他自治体が実施する法務研修への参加を含む)

			都道	府県			他の市区町村					
		1	2	3	4			1	2	3	4	
	全体	現在、実施している	討定	具体的な動きはない は感じているが、 実施する必要性	は感じていない実施する必要性	無回答	全体	現在、実施している	具体的に検討中実施する予定で	具体的な動きはない は感じているが、 実施する必要性	は感じていない実施する必要性	無 回 答
政令指定都市	9	0	0		3	5	9	3	0	-		1
V 17167C1011	100%	0.0%	0.0%	11.1%	33. 3%	55.6%	100%	33. 3%	0.0%	11.1%	44. 4%	11.1%
中核市	33 100%	2 6. 1%	0 0. 0%		15 45. 5%	9 27. 3%	33 100%	11 33. 3%	0.0%	-		1 3. 0%
施行時特例市	13 100%	1 7. 7%	0 0.0%	-	5 38. 5%	4 30.8%	13 100%	5 38. 5%	0.0%	5 38. 5%	_	1 7. 7%
特別区	6 100%	2 33. 3%	0 0. 0%		0.0%	1 16. 7%	6 100%	4 66. 7%	0.0%	-		0.0%
一般市(10万人以上)	71 100%	3 4. 2%	0 0. 0%		25 35. 2%	17 23. 9%	71 100%	15 21. 1%	0.0%			2 2. 8%
一般市(5万人以上10万人未満)	117 100%	18 15. 4%	0.0%	46	23 19. 7%	30 25. 6%	117 100%	25 21. 4%	0.9%	58	24	9 7. 7%
一般市(3万人以上5万人未満)	77 100%	11 14. 3%	0 0. 0%		16 20. 8%	22 28. 6%	77 100%	15 19. 5%	1 1.3%	41 53. 2%		3 3. 9%
一般市(3万人未満)	38 100%	5 13. 2%	0.0%		4	11 28. 9%	38 100%	6 15. 8%	0.0%	25	6	2. 6%
合計	364 100%	42 11. 5%	0.0%	132	91	99 27. 2%	364 100%	84 23. 1%	2 0.5%	166	94	18 4. 9%

#### ⑥合同の自主的な勉強会

			都道	府県			他の市区町村					
		1	2	3	4			1	2	3	4	
	全体	現在、実	的す	具体的で は感じて ないなる	は感じて 変して	無回答	全体	現在、実	具施する	具体的な実施する	実施する	無回答
		ん施してい	検予 討定	動きはな、	い必 な要 い性			(施してい	検討 で	動きはないるが、	い必 な要	
		る		い				る		N		
政令指定都市	9	1 11. 1%	0.0%	-	2 22. 2%	5 55. 6%	9	2 22. 2%	0, 0%			1 11. 1%
中核市	33 100%	3.0%	0	6	19 57. 6%	7 21. 2%	33 100%	9 27.3%	0.0%	5	18	1 3. 0%
	100%	3.0%			57.6%	4	13	21. 3%	0.0%	-		3.0%
施行時特例市	100%	0.0%	0.0%	15.4%	53.8%	30.8%	100%	15.4%	0.0%	53.8%	23. 1%	7. 7%
特別区	6 100%	0 0. 0%	_		3 50. 0%	1 16. 7%	6 100%	1 16. 7%	0 0.0%	_		0 0. 0%
一般市(10万人以上)	71 100%	1 1. 4%	0.0%		32 45. 1%	17 23. 9%	71 100%	10 14. 1%	0 0.0%			1 1. 4%
一般市(5万人以上10万人未満)	117 100%	2 1. 7%	_		36 30. 8%	31 26. 5%	117 100%	10 8. 5%	0 0. 0%			9 7. 7%
一般市(3万人以上5万人未満)	77 100%	2 2. 6%			18 23. 4%	22 28. 6%	77 100%	1 1.3%	2 2.6%			4 5. 2%
一般市(3万人未満)	38 100%	0 0. 0%		10	8 21. 1%	11 28. 9%	38 100%	2.6%	0, 0%		-	1 2. 6%
合計	364 100%	7 1. 9%	0	134	125 34. 3%	98	364 100%	36 9. 9%	2 0. 5%	170	138	18

# 5 「法務人材」について

Q12 一般の職員に比べて<u>「法務人材」に特に重要だと</u>考えるスキル・適性について 当てはまるものをお答えください。 〔単一選択〕

#### ①法制執務のスキル

① は中サイスのシストラン							
		1	2	3	4	5	
	全体	大変重要である	重要である	それほど 重要ではない	重要ではない	分からない	無回答
政令指定都市	9	7	1	1	0	0	0
以节相定部川	100%	77.8%	11.1%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%
中核市	33	24	8	0	0	1	0
<b>十</b> 核市	100%	72. 7%	24. 2%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%
施行時特例市	13	8	4	0	0	0	1
WELL 1 #소 4소 12.01111	100%	61. 5%	30. 8%	0.0%	0.0%	0.0%	7. 7%
特別区	6	5	1	0	0	0	0
1770区	100%	83. 3%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市(10万人以上)	71	54	15	2	0	0	0
版刊 (10万人以上)	100%	76. 1%	21.1%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市(5万人以上10万人未満)	117	87	27	3	0	0	0
双印(3万八级上10万八米间)	100%	74. 4%	23. 1%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市(3万人以上5万人未満)	77	51	23	1	0	0	2
双印 (3万八级工3万八不闸)	100%	66. 2%	29. 9%	1.3%	0.0%	0.0%	2.6%
一般市(3万人未満)	38	27	11	0	0	0	0
別又口 (ひひ 八八八個)	100%	71. 1%	28. 9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	364	263	90	7	0	1	3
Î 🗆 🛱 l	100%	72.3%	24.7%	1. 9%	0.0%	0.3%	0.8%

#### ②法律に関する基本的知識

と、本件に対するを不可が映							
		1	2	3	4	5	
	全体	大変重要である	重要である	それほど 重要ではない	重要ではない	分からない	無回答
政令指定都市	9	8	1	0	0	0	0
以 7 相 足 都 川	100%	88. 9%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
中核市	33	25	8	0	0	0	0
十核川	100%	75. 8%	24. 2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
施行時特例市	13	7	5	0	0	0	1
加口 1 m分子(分) [1]	100%	53. 8%	38. 5%	0.0%	0.0%	0.0%	7. 7%
特別区	6	4	2	0	0	0	0
177712	100%	66. 7%	33. 3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市(10万人以上)	71	54	16	1	0	0	0
一放刊 (10万人以上)	100%	76. 1%	22. 5%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市(5万人以上10万人未満)	117	70	46	1	0	0	0
双印 (3万八级工10万八木间)	100%	59.8%	39. 3%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市(3万人以上5万人未満)	77	44	29	2	0	0	2
<sup>別文刊</sup> (3万八 <u>以工</u> 3万八不個)	100%	57. 1%	37. 7%	2. 6%	0.0%	0.0%	2.6%
一般市(3万人未満)	38	21	14	3	0	0	0
州又口1 (ひり)へへ信回)	100%	55. 3%	36. 8%	7. 9%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	364	233	121	7	0	0	3
T = FI	100%	64.0%	33. 2%	1. 9%	0.0%	0.0%	0.8%

#### ③法令解釈のスキル

		1	2	3	4	5	
	全体	大変重要である	重要である	それほど 重要ではない	重要ではない	分からない	無回答
政令指定都市	9	7	1	1	0	0	0
以节指足部川	100%	77.8%	11.1%	11. 1%	0.0%	0.0%	0.0%
中核市	33	26	7	0	0	0	0
十核川	100%	78.8%	21.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
施行時特例市	13	8	4	0	0	0	1
	100%	61.5%	30.8%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%
特別区	6	3	3	0	0	0	0
行別区	100%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市(10万人以上)	71	55	16	0	0	0	0
一般市(10万人以上)	100%	77. 5%	22. 5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市(5万人以上10万人未満)	117	74	42	1	0	0	0
一放川(5万八以上10万八米個)	100%	63. 2%	35. 9%	0. 9%	0.0%	0.0%	0.0%
加士 (2下 1 21 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	77	50	23	2	0	0	2
一般市(3万人以上5万人未満)	100%	64.9%	29. 9%	2. 6%	0.0%	0.0%	2.6%
一般市(3万人未満)	38	23	15	0	0	0	0
一放口 (3万人不倫)	100%	60.5%	39. 5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	364	246	111	4	0	0	3
TO AT	100%	67.6%	30. 5%	1.1%	0.0%	0.0%	0.8%

#### ④争訟事務のスキル

4) 宇ム争伤のヘイル							
		1	2	3	4	5	
	全体	大変重要である	重要である	それほど 重要ではない	重要ではない	分からない	無回答
政令指定都市	9	6	2	1	0	0	0
以节拍处郁印	100%	66. 7%	22.2%	11. 1%	0.0%	0.0%	0.0%
中核市	33	10	20	2	0	1	0
十核川	100%	30. 3%	60.6%	6. 1%	0.0%	3.0%	0.0%
施行時特例市	13	5	5	0	1	1	1
版11n44450111	100%	38. 5%	38.5%	0.0%	7. 7%	7. 7%	7. 7%
特別区	6	2	4	0	0	0	0
<b>村別区</b>	100%	33. 3%	66. 7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市(10万人以上)	71	26	38	5	1	1	0
一般用(10万人以上)	100%	36.6%	53. 5%	7.0%	1.4%	1.4%	0.0%
一般市(5万人以上10万人未満)	117	33	60	21	1	2	0
一般印(3万八以上10万八木個)	100%	28. 2%	51.3%	17. 9%	0.9%	1.7%	0.0%
一般市(3万人以上5万人未満)	77	16	37	20	0	2	2
一般市(3万人以上3万人未凋)	100%	20.8%	48.1%	26. 0%	0.0%	2.6%	2.6%
一般市(3万人未満)	38	8	19	10	0	1	0
双口(3万八个個)	100%	21.1%	50.0%	26.3%	0.0%	2.6%	0.0%
合計	364	106	185	59	3	8	3
TO #1	100%	29. 1%	50.8%	16. 2%	0.8%	2. 2%	0.8%

#### ⑤契約事務のスキル

3 実制事務のスキル							
		1	2	3	4	5	
	全体	大変重要である	重要である	それほど 重要ではない	重要ではない	分からない	無回答
エム人からかー	9	1	6	2	0	0	0
政令指定都市	100%	11. 1%	66.7%	22. 2%	0.0%	0.0%	0.0%
中核市	33	6	14	10	1	2	0
中核市	100%	18. 2%	42.4%	30. 3%	3.0%	6.1%	0.0%
施行時特例市	13	1	8	2	0	1	1
施1]呼待例印	100%	7. 7%	61.5%	15. 4%	0.0%	7. 7%	7.7%
特別区	6	1	4	1	0	0	0
行別区	100%	16. 7%	66. 7%	16. 7%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市(10万人以上)	71	10	40	18	3	0	0
一般们(10万人以上)	100%	14. 1%	56. 3%	25. 4%	4. 2%	0.0%	0.0%
一般市(5万人以上10万人未満)	117	12	47	46	8	4	0
一放印(5万人以上10万人未凋)	100%	10.3%	40. 2%	39. 3%	6.8%	3.4%	0.0%
一般市(3万人以上5万人未満)	77	8	25	32	9	1	2
一放印(3万人以上3万人不倫)	100%	10.4%	32.5%	41.6%	11. 7%	1.3%	2.6%
一般市(3万人未満)	38	4	15	14	3	2	0
別又口』(ジンノノヘイ(同)	100%	10.5%	39.5%	36.8%	7. 9%	5. 3%	0.0%
合計	364	43	159	125	24	10	3
[	100%	11. 8%	43.7%	34. 3%	6. 6%	2. 7%	0.8%

⑥個別行政分野に関する知識・スキル

		1	2	3	4	5	
	全体	大変重要である	重要である	それほど 重要ではない	重要ではない	分からない	無回答
政令指定都市	9	3	3	3	0	0	0
以节指足部川	100%	33. 3%	33. 3%	33. 3%	0.0%	0.0%	0.0%
中核市	33	7	18	6	0	2	0
十核川	100%	21. 2%	54.5%	18. 2%	0.0%	6.1%	0.0%
施行時特例市	13	2	10	0	0	0	1
)版11 n444501[1]	100%	15. 4%	76. 9%	0.0%	0.0%	0.0%	7. 7%
At DUR	6	1	5	0	0	0	0
特別区	100%	16. 7%	83. 3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
40-t- (40-T-1-01-1-)	71	15	46	9	1	0	0
一般市(10万人以上)	100%	21.1%	64.8%	12. 7%	1.4%	0.0%	0.0%
一般市(5万人以上10万人未満)	117	16	65	32	3	1	0
一放川(5万八以上10万八米個)	100%	13. 7%	55. 6%	27. 4%	2.6%	0.9%	0.0%
帆士 (2下1 21 15下1 十油)	77	12	36	25	1	1	2
一般市(3万人以上5万人未満)	100%	15. 6%	46.8%	32. 5%	1.3%	1.3%	2.6%
一般市(3万人未満)	38	4	20	11	3	0	0
	100%	10. 5%	52.6%	28.9%	7. 9%	0.0%	0.0%
A ⇒ I.	364	60	203	86	8	4	3
合計	100%	16. 5%	55.8%	23.6%	2. 2%	1.1%	0.8%

#### ⑦事務処理能力

<u> </u>								
		1	2	3	4	5		
	全体	大変重要である	重要である	それほど 重要ではない	重要ではない	分からない	無回答	
政令指定都市	9	3	5	1	0	0	0	
以 节 相 足 都 川	100%	33.3%	55.6%	11. 1%	0.0%	0.0%	0.0%	
中核市	33	5	24	4	0	0	0	
十核川	100%	15. 2%	72. 7%	12. 1%	0.0%	0.0%	0.0%	
施行時特例市	13	3	8	1	0	0	1	
施1] 叶竹州 [7]	100%	23. 1%	61.5%	7. 7%	0.0%	0.0%	7.7%	
44.000	6	2	3	0	0	1	0	
特別区	100%	33. 3%	50.0%	0.0%	0.0%	16. 7%	0.0%	
一般市(10万人以上)	71	16	47	7	1	0	0	
一般们(10万人以上)	100%	22. 5%	66. 2%	9. 9%	1.4%	0.0%	0.0%	
一般市(5万人以上10万人未満)	117	33	66	16	0	2	0	
一般川(5万八以上10万八木個)	100%	28. 2%	56. 4%	13. 7%	0.0%	1.7%	0.0%	
	77	10	47	14	1	3	2	
一般市(3万人以上5万人未満)	100%	13.0%	61.0%	18. 2%	1.3%	3.9%	2.6%	
一般市(3万人未満)	38	5	29	4	0	0	0	
一放川 (3万八木歯)	100%	13. 2%	76. 3%	10.5%	0.0%	0.0%	0.0%	
合計	364	77	229	47	2	6	3	
「田童」	100%	21. 2%	62. 9%	12.9%	0.5%	1.6%	0.8%	

#### 8業務の効率性

		1	2	3	4	5	
	全体	大変重要である	重要である	それほど 重要ではない	重要ではない	分からない	無回答
	9	2	6	1	0	0	0
政令指定都市	100%	22.2%	66. 7%	11. 1%	0.0%	0.0%	0.0%
	33	5	25	3	0	0	0
中核市	100%	15. 2%	75.8%	9. 1%	0.0%	0.0%	0.0%
施行時特例市	13	3	7	2	0	0	1
施打 叶竹川市	100%	23. 1%	53.8%	15. 4%	0.0%	0.0%	7.7%
特別区	6	2	3	0	0	1	0
<b>付</b> 別区	100%	33. 3%	50.0%	0.0%	0.0%	16. 7%	0.0%
一般市(10万人以上)	71	15	44	11	0	1	0
一般市(10万人以上)	100%	21.1%	62.0%	15. 5%	0.0%	1.4%	0.0%
一般市(5万人以上10万人未満)	117	29	67	19	0	2	0
放印(3万八以上10万八木间)	100%	24.8%	57. 3%	16. 2%	0.0%	1.7%	0.0%
一般市(3万人以上5万人未満)	77	9	45	17	1	3	2
一版印(3万八以上3万八木個)	100%	11.7%	58.4%	22. 1%	1.3%	3.9%	2.6%
一般市 (3万人未満)	38	5	25	7	0	0	1
	100%	13. 2%	65.8%	18.4%	0.0%	0.0%	2.6%
合計	364	70	222	60	1	7	4
O FI	100%	19. 2%	61.0%	16. 5%	0. 3%	1. 9%	1.1%

#### ⑨長期的視野に基づいた業務への取り組み姿勢

	7 1 <u>1</u> 1 2 2 2							
		1	2	3	4	5		
	全体	大変重要である	重要である	それほど 重要ではない	重要ではない	分からない	無回答	
政令指定都市	9	2	6	1	0	0	0	
以节相定都川	100%	22. 2%	66. 7%	11. 1%	0.0%	0.0%	0.0%	
中核市	33	5	23	5	0	0	0	
十核川	100%	15. 2%	69. 7%	15. 2%	0.0%	0.0%	0.0%	
施行時特例市	13	4	8	0	0	0	1	
	100%	30. 8%	61.5%	0.0%	0.0%	0.0%	7. 7%	
特別区	6	2	4	0	0	0	0	
付別区	100%	33. 3%	66. 7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
一般市(10万人以上)	71	16	50	4	0	1	0	
一般市(10万人以上)	100%	22.5%	70.4%	5. 6%	0.0%	1.4%	0.0%	
一般市(5万人以上10万人未満)	117	24	73	13	1	6	0	
放印(3万八跃王10万八木间)	100%	20.5%	62.4%	11. 1%	0.9%	5.1%	0.0%	
一般市(3万人以上5万人未満)	77	9	46	18	0	2	2	
一版印(3万八以上3万八木個)	100%	11.7%	59.7%	23. 4%	0.0%	2.6%	2.6%	
一般市(3万人未満)	38	8	20	10	0	0	0	
	100%	21.1%	52.6%	26. 3%	0.0%	0.0%	0.0%	
소화	364	70	230	51	1	9	3	
合計	100%	19. 2%	63. 2%	14.0%	0. 3%	2. 5%	0.8%	

# ⑩関連部署や事業者等との調整能力\_\_\_\_\_

		1	2	3	4	5	
	全体	大変重要である	重要である	それほど 重要ではない	重要ではない	分からない	無回答
かん投字型士	9	5	4	0	0	0	0
政令指定都市	100%	55.6%	44.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
中核市	33	15	16	1	0	1	0
十核川	100%	45. 5%	48.5%	3.0%	0.0%	3.0%	0.0%
施行時特例市	13	6	6	0	0	0	1
MET I METTERS DI III	100%	46. 2%	46.2%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%
特別区	6	4	2	0	0	0	0
14701172	100%	66. 7%	33. 3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市(10万人以上)	71	28	40	2	1	0	0
城市(10万人以上)	100%	39. 4%	56. 3%	2. 8%	1.4%	0.0%	0.0%
一般市(5万人以上10万人未満)	117	48	59	7	1	1	1
放用 (5万人)人工10万人人利用/	100%	41.0%	50.4%	6.0%	0.9%	0.9%	0. 9%
一般市(3万人以上5万人未満)	77	20	44	8	1	2	2
双印(3万八级工3万八不间)	100%	26.0%	57.1%	10. 4%	1. 3%	2.6%	2.6%
一般市(3万人未満)	38	9	22	7	0	0	0
	100%	23. 7%	57. 9%	18.4%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	364	135	193	25	3	4	4
C PI	100%	37. 1%	53.0%	6.9%	0.8%	1. 1%	1.1%

#### **⑪コミュニケーションカ**

		1	2	3	4	5	
	全体	大変重要である	重要である	それほど 重要ではない	重要ではない	分からない	無回答
76 A 40 0 40 40 40	9	5	4	0	0	0	0
政令指定都市	100%	55.6%	44.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
中核市	33	13	18	2	0	0	0
中核市	100%	39. 4%	54.5%	6. 1%	0.0%	0.0%	0.0%
施行時特例市	13	5	7	0	0	0	1
施打  吋付砂川	100%	38. 5%	53.8%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%
特別区	6	3	2	0	0	1	0
14201区	100%	50.0%	33. 3%	0.0%	0.0%	16. 7%	0.0%
一般市(10万人以上)	71	23	46	1	0	1	0
	100%	32.4%	64.8%	1.4%	0.0%	1.4%	0.0%
一般市(5万人以上10万人未満)	117	37	73	6	1	0	0
(3万八以土10万八木1両)	100%	31.6%	62. 4%	5. 1%	0. 9%	0.0%	0.0%
一般市(3万人以上5万人未満)	77	14	47	11	1	2	2
別文 117 (373 )へら入工・373 )へ、不利両)	100%	18. 2%	61.0%	14. 3%	1. 3%	2.6%	2.6%
一般市(3万人未満)	38	6	26	6	0	0	0
がない。(ひょうくろへ何)	100%	15. 8%	68.4%	15.8%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	364	106	223	26	2	4	3
H #1	100%	29. 1%	61.3%	7.1%	0.5%	1.1%	0.8%

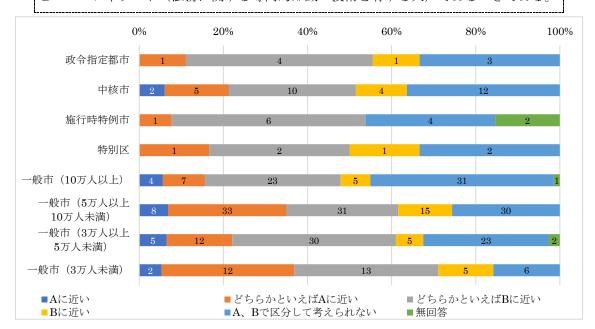
#### ①業務へのモチベーション

		1	2	3	4	5	
	全体	大変重要である	重要である	それほど 重要ではない	重要ではない	分からない	無回答
おんわウ加土	9	5	4	0	0	0	0
政令指定都市	100%	55. 6%	44. 4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
中核市	33	9	20	4	0	0	0
十核市	100%	27. 3%	60.6%	12. 1%	0.0%	0.0%	0.0%
施行時特例市	13	4	7	1	0	0	1
WE 11 144 D2111	100%	30. 8%	53. 8%	7. 7%	0.0%	0.0%	7. 7%
特別区	6	3	2	0	0	1	0
1027	100%	50.0%	33. 3%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%
一般市(10万人以上)	71	22	41	8	0	0	0
72.11 (1077)(0.11)	100%	31.0%	57. 7%	11. 3%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市(5万人以上10万人未満)	117	33	69	12	0	3	0
73411 (-343) 431	100%	28. 2%		10.3%		2.6%	0.0%
一般市(3万人以上5万人未満)	77	15	46	12	1	1	2
AX 113 (073) COX III 073 / C/I (194)	100%	19. 5%	59. 7%		1.3%	1.3%	2.6%
一般市(3万人未満)	38	7	23		0	1	0
	100%	18. 4%				2.6%	0.0%
合計	364	98	212			6	3
	100%	26. 9%	58. 2%	12. 1%	0.3%	1.6%	0.8%

# ⑬専門分野にとらわれず行政全体を俯瞰できる広い視野

		1	2	3	4	5	
	全体	大変重要である	重要である	それほど 重要ではない	重要ではない	分からない	無回答
政令指定都市	9	6	3	0	0	0	0
以节相足部川	100%	66. 7%	33. 3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
中核市	33	13	16	2	0	2	0
中核市	100%	39. 4%	48. 5%	6. 1%	0.0%	6. 1%	0.0%
施行時特例市	13	4	8	0	0	0	1
施1]呼待约[[]	100%	30. 8%	61.5%	0.0%	0.0%	0.0%	7. 7%
At Diffe	6	3	3	0	0	0	0
特別区	100%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市(10万人以上)	71	36	35	0	0	0	0
一般用(10万人以上)	100%	50.7%	49. 3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市(5万人以上10万人未満)	117	44	68	4	0	1	0
一般用(3万八以上10万八木個)	100%	37. 6%	58. 1%	3.4%	0.0%	0.9%	0.0%
一般市(3万人以上5万人未満)	77	21	49	5	0	0	2
一般印(3万八以上3万八不個)	100%	27. 3%	63.6%	6. 5%	0.0%	0.0%	2.6%
一般市(3万人未満)	38	12	24	1	1	0	0
	100%	31.6%	63. 2%	2.6%	2.6%	0.0%	0.0%
合計	364	139	206	12	1	3	3
T = F	100%	38. 2%	56. 6%	3. 3%	0. 3%	0.8%	0.8%

- Q13 「法務人材」のあり方について、貴市のお考えは次の  $A \ B$  のどちらに近いですか。 〔単一選択〕
  - A ジェネラリスト(幅広い分野の知識や経験を有する人)であるべきである。
  - B スペシャリスト (法務に関する専門的知識・技術を有する人) であるべきである。



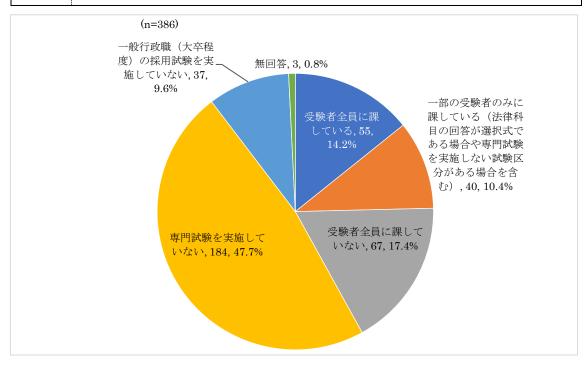
# 人事課編

(単純集計・クロス集計)

# I 単純集計

# 1 職員採用・人事異動・昇進について

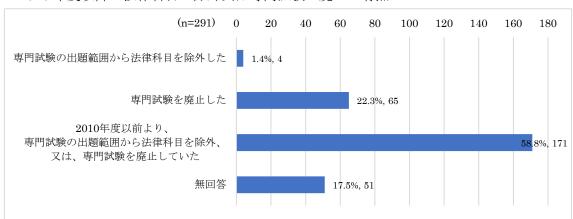
Q1 貴市では、2020(令和 2)年度実施の一般行政職(大卒程度)採用の専門試験 ※において、法律科目を課していますか。 [単一選択] ※ここでいう専門試験は、択一式と論文式のいずれも含む。



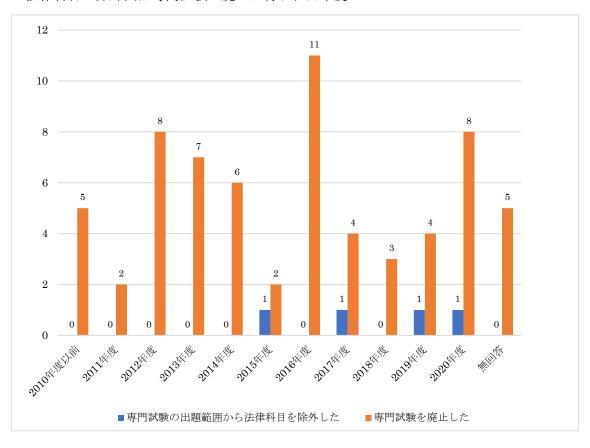
# ※「(2) 一部の受験者のみに課している」、「(3) 受験者全員に課していない」、「(4) 専門試験を実施していない」を選択した方にお尋ねします。

Q1-1 2010 (平成 22) 年度以降に専門試験の出題範囲から法律科目を除外、又は、専門試験を廃止しましたか。除外又は廃止した年度についてもお答えください。 〔複数選択可・記述〕

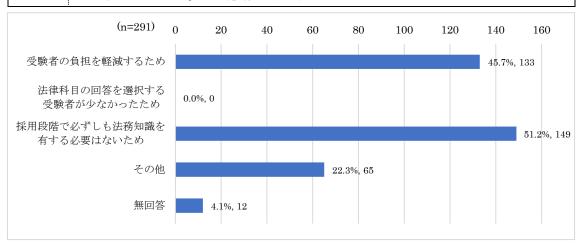
#### ■2010 年度以降の法律科目の除外又は専門試験の廃止の有無



# ■法律科目の除外又は専門試験の廃止が行われた年度



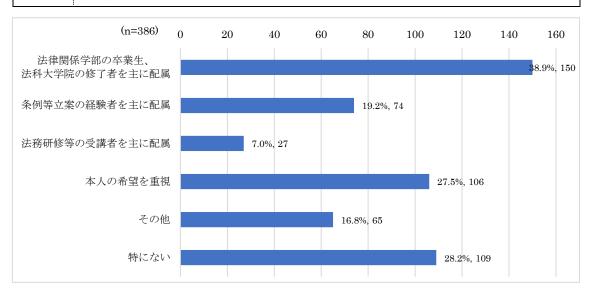
Q1-2 専門試験の出題範囲に法律科目を含めない、又は、専門試験を実施しない理由 をお答えください。 〔複数選択可〕



#### <「その他」の主な内容>

- 面接試験での人物評価を重視しているため
- 民間企業就職希望者など多様な人材への採用アプローチを狙うため
- 専門試験を廃止し、幅広い層が採用試験にチャレンジできる環境を作り、多様な受験者の中から優秀な人材を確保するため
- 法律系学部以外の学部からも幅広く受験者を確保するため
- 合格者が専門試験に有利な学部・専攻の受験生に偏ることを避け、多様な人材を確保するため
- 創造力、企画力等に富む人材を採用したいため、求める人材像の観点から、民間志望者等 の人材確保に効果的であると考えたため
- 全国から受験者を募り、優秀な人材を確保するため
- 民間企業経験者等を含め広く募集を行うため
- 受験しやすさの向上のため
- 法律科目に特化した職種での募集を行っていないため
- 一般職(事務)とは別に法律専門職の採用を行っているため
- 専門的知識も重要であるが、まずは幅広い知識や論理的な思考力の有無を確認したいため、専門試験ではなく一般的な教養試験を実施している
- 統一試験で実施しており、それに一般行政職の専門試験がないため
- 利用している試験問題提供会社の試験問題に含まれていないため

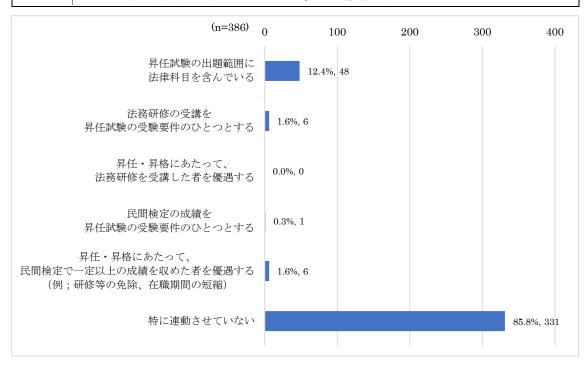
**Q2** 法務担当組織への職員配属の考え方はどのようなものですか。 〔2 つまで選択可〕



#### <「その他」の主な内容>

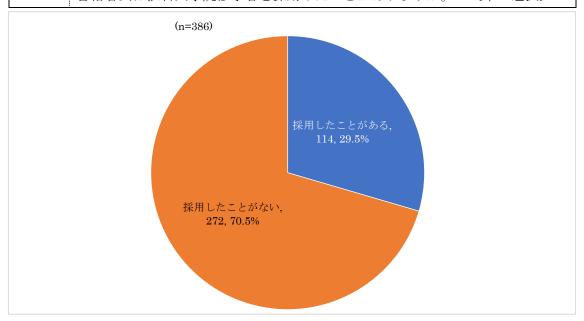
- 本人の適性を重視
- 本人の適性、学歴・職歴などを総合的に考慮して配属
- 本人の希望や経験、組織や業務の動向を総合的に勘案し、全体調整の中で配属を決定する
- 法務の知識や経験だけでなく、総合的な職務適応性を勘案して配属
- 知識、配属経験、本人の希望、法務相談に適したコミュニケーション能力の有無、人事配置上の事情等を総合的に考慮
- 一定程度市議会や法令に関する知識の習得が見込める者
- 東京都への派遣研修者を主に配属
- 民間検定の成績上位者
- 組織全体のバランスを考えながら、必要な人材を配属
- 組織運営上の必要性、人材育成の観点から適正な配属を実施
- 業務の継続性や、年齢構成、職務(経験)歴等様々な観点から決定している
- 適材適所の観点による
- 通常の人事異動と同じ
- 人事異動に伴うジョブローテーション

Q3 貴市では、職員の昇任・昇格と、法務研修の受講歴や民間検定の成績とを連動 させる等の取組みを行っていますか。 〔複数選択可〕



## 2 司法試験合格者又は法科大学院修了者の活用について

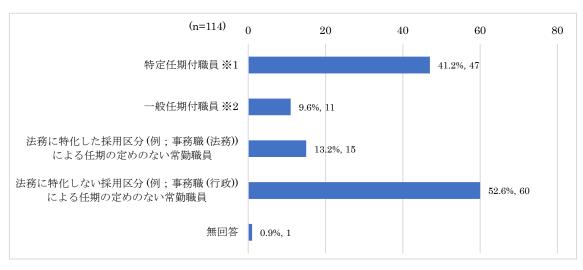
Q4 貴市では、2010 (平成 22) 年度以降、<u>一般行政職の常勤職員として</u>司法試験 合格者又は法科大学院修了者を採用したことがありますか。 〔単一選択〕



#### ※「(1) 採用したことがある」を選択した方にお尋ねします。

Q4-1 どのような区分で採用しましたか。それぞれの採用人数についてもお答えくだ さい。 〔複数選択可・記述〕

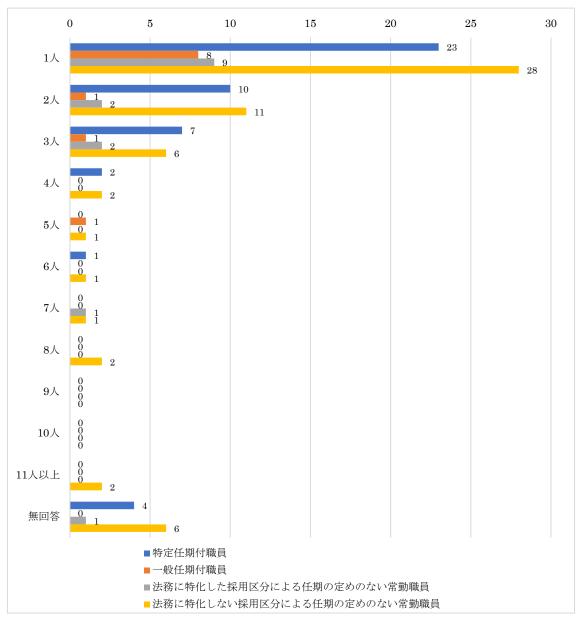
#### ■採用区分



- ※1 高度の専門的な知識経験や優れた識見を一定期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させるため、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用等に関する法律」3条1項の規定により任期を定めて採用された職員
- ※2 専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させるため、「地方公共団体の一般職の任期付職員の 採用等に関する法律」3条2項の規定により任期を定めて採用された職員

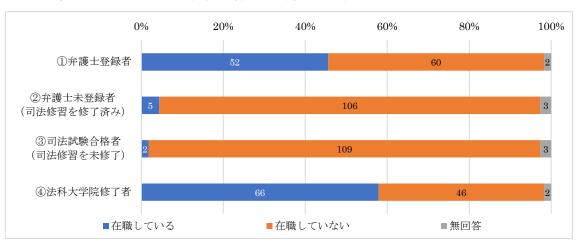
# ■採用人数

	平均值	中央値	最大値
特定任期付職員 ※無回答:4組織	1.8 人	1人	6人
一般任期付職員	1.6 人	1人	5 人
法務に特化した採用区分による任期の定めのない常 勤職員 ※無回答:1組織	1.9 人	1人	7人
法務に特化しない採用区分による任期の定めのない 常勤職員 ※無回答:6組織	2.6 人	1人	19 人



Q4-2 一般行政職の常勤職員として採用した司法試験合格者又は法科大学院修了者について、以下の①から④までの項目別に、2020年10月1日時点での在職の有無、配属されている部門及び担当業務をお答えください。

## ■2020年10月1日時点での在職の有無 〔単一選択〕



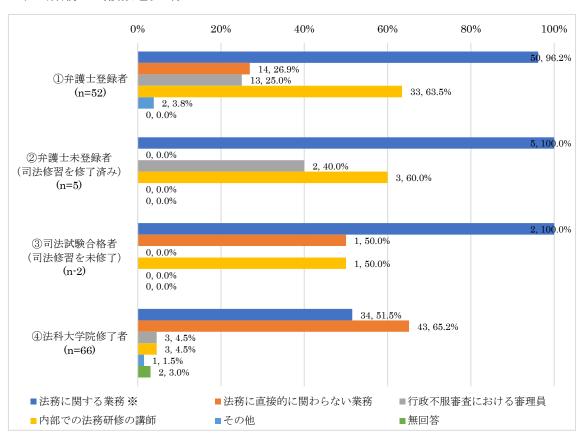
## ■配属部門 〔記述〕

- ①弁護士登録者
- 法務担当組織、法務監
- 被災者支援
- 企画

- 児童相談所
- 債権回収
- 市民相談
- ②弁護士未登録者(司法修習を修了済み)
- 法務担当組織
- ③司法試験合格者(司法修習を未修了)
- 法務担当組織
- ④法科大学院修了者
- 法務担当組織
- 市民課(証明関係)
- 介護・高齢者福祉
- 障害者福祉
- ・ スポーツ
- 廃棄物
- 教育委員会事務局
- 人事
- 会計

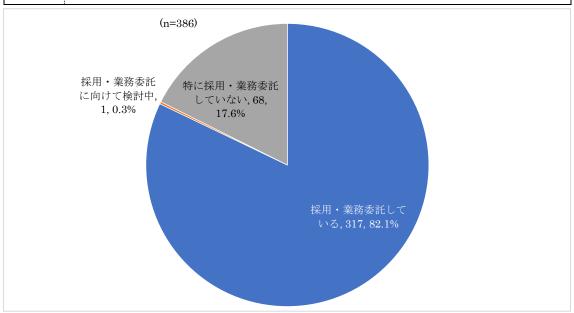
- 税務(課税、納税、徴税)
- 社会福祉、保健福祉
- 子育て支援、児童福祉
- 消費者相談
- 産業振興
- 男女共同参画
- 企画
- 秘書広報
- 財政

# ■担当業務 〔複数選択可〕



※法務に関する業務とは、例規審査、政策形成・条例立案支援、法令解釈、訴訟、行政不服審査、庁内 法律相談などを指す。

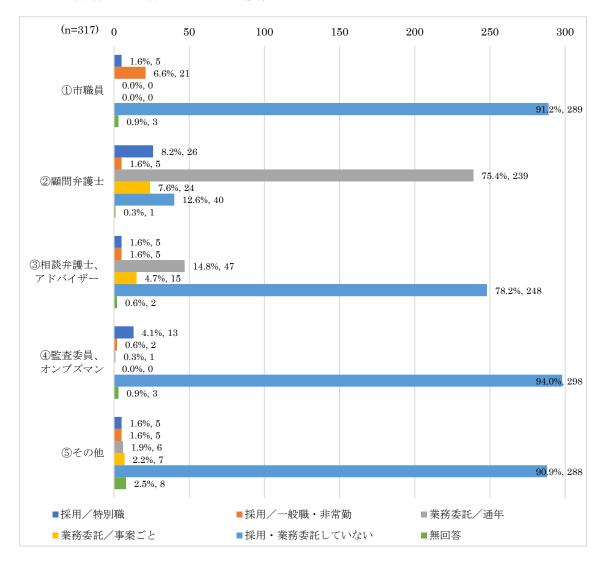
Q5 貴市では、<u>特別職若しくは非常勤職員として</u>弁護士を採用、又は、弁護士への 業務委託を行っていますか(例;顧問弁護士、スクールロイヤー)。 〔単一選 択〕



#### ※「(1) 採用・業務委託している」を選択した方にお尋ねします。

Q5-1 以下の①から⑤までの職種別に、弁護士の採用・業務委託の有無・形態、勤務 又は業務実施の頻度、及び、採用・委託契約において当該弁護士から助言等を 受けることとされている部門をお答えください。

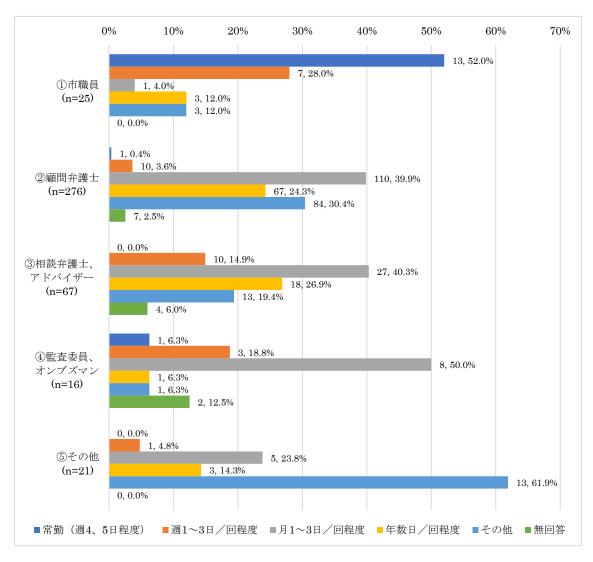
#### ■採用・業務委託の有無・形態 〔複数選択可〕



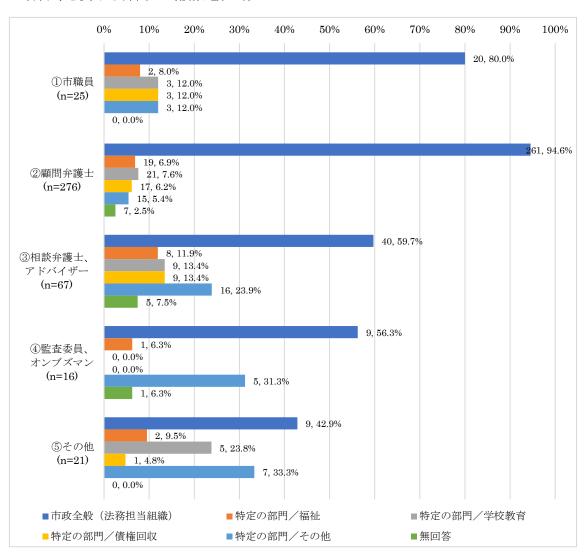
#### <「その他」の主な内容>

- スクールロイヤー
- 行政不服審査制度における審理員
- 職場倫理ホットライン担当弁護士、ハラスメント相談窓口、事故監察
- 訴訟代理人
- 公平委員、附属機関委員
- 法律相談員

# ■勤務又は業務実施の頻度 〔複数選択可〕



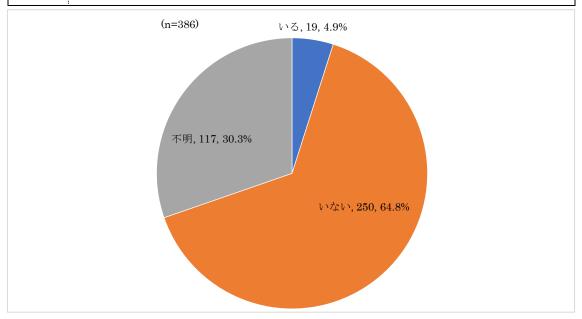
# ■助言等を受ける部門 〔複数選択可〕



#### < 「その他」の主な内容>

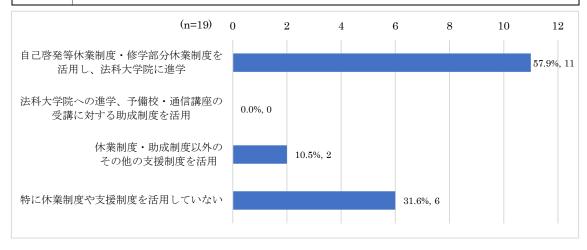
- 法的見解を必要とする個別事案
- 市民対象の無料相談
- ハラスメント・公益通報(内部通報)、事故監察
- 行政不服審查関係
- まちづくり
- 病院事業
- 安全衛生

Q6 貴市では、2010(平成22)年度以降、入庁後に法科大学院へ進学又は司法試験 に合格した職員はいますか。 〔単一選択〕



# ※「(1) いる」を選択した方にお尋ねします。

Q6-1 法科大学院への進学又は司法試験の受験にあたって、当該職員は休業制度や貴市独自の支援制度を活用しましたか。 〔複数選択可〕

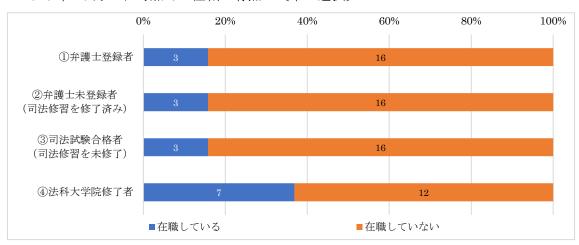


#### <「その他」の内容>

• 2名のうち1名は派遣研修として授業料等を市が負担、もう1名は支援・休暇制度を活用していない

Q6-2 法科大学院に進学又は司法試験に合格した職員について、以下の①から④までの項目別に、2020年10月1日時点での在職の有無、配属されている部門及び担当業務をお答えください。

#### ■2020年10月1日時点での在職の有無 〔単一選択〕



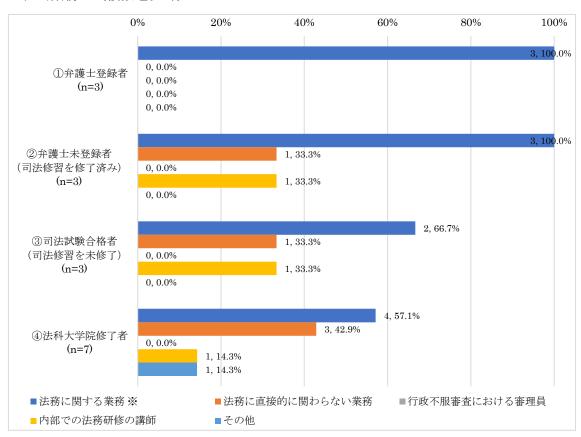
# ■配属部門 〔記述〕

- ①弁護士登録者
- 法務担当組織
- ②弁護士未登録者(司法修習を修了済み)
  - 法務担当組織

- 都市整備部門
- ③司法試験合格者(司法修習を未修了)
  - 法務担当組織
- ④法科大学院修了者
  - 法務担当組織
  - 建築部門
  - 水道局

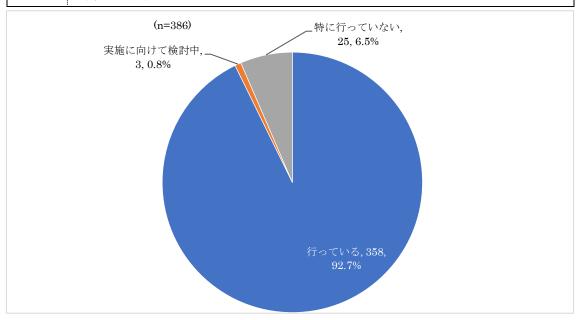
- 徴税
- 土木部門
- 企画課

# ■担当業務 〔複数選択可〕



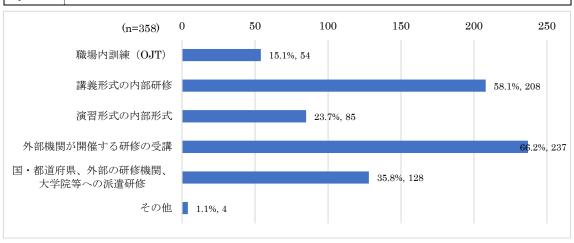
※法務に関する業務とは、例規審査、政策形成・条例立案支援、法令解釈、訴訟、行政不服審査、庁内 法律相談などを指す。

# 3 法務研修について



※「(1) 行っている」を選択した方にお尋ねします。

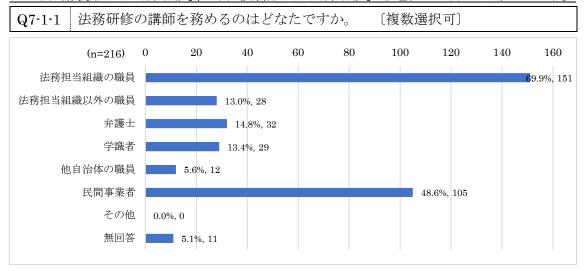
Q7-1 法務研修の方式はどのようなものですか。 〔複数選択可〕



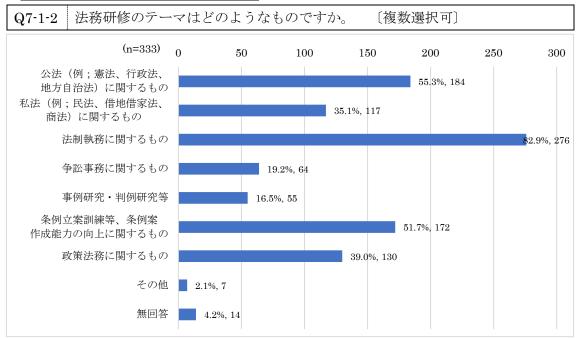
# <「その他」の内容>

- e ラーニング
- 共同研修
- 大学との共同研究で作成した法務に関する DVD 教材の視聴

※「(2) 講義形式の内部研修」、「(3) 演習形式の内部研修」を選択した方にお尋ねします。



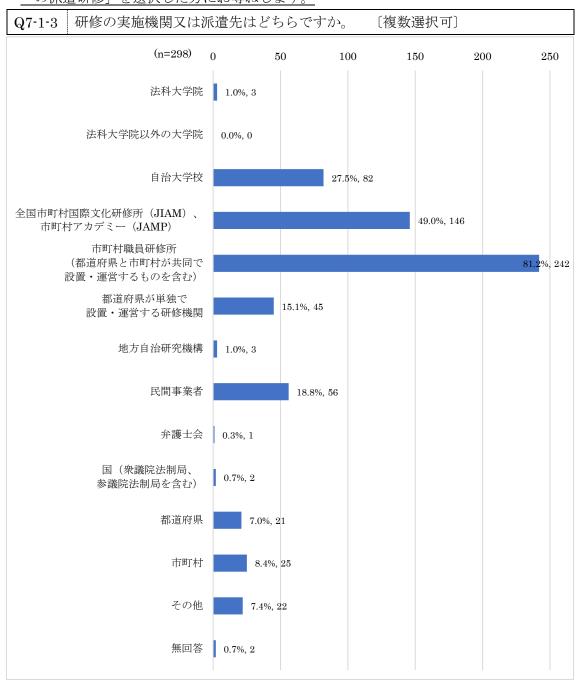
※「(2) 講義形式の内部研修」、「(3) 演習形式の内部研修」、「(4) 外部機関が開催する研修の 受講」を選択した方にお尋ねします。



#### <「その他」の内容>

- 地方公務員法
- 情報公開及び個人情報保護制度に関するもの
- コンプライアンスに関するもの
- クレーム対応等

※「(4) 外部機関が開催する研修の受講」、「(5) 国・都道府県、外部の研修機関、大学院等 への派遣研修」を選択した方にお尋ねします。

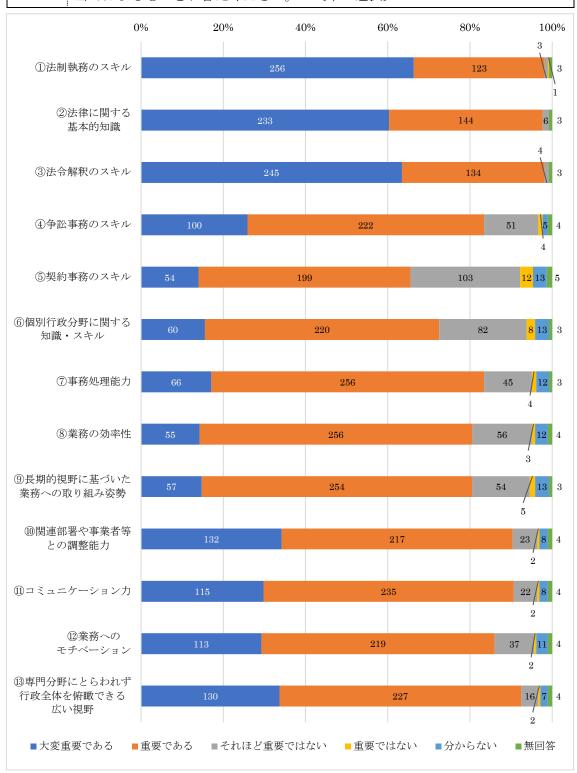


#### <「その他」の主な内容>

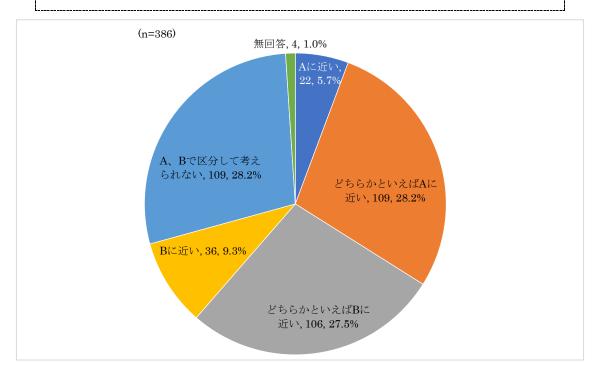
- 県内又は近隣の市町村が共同で設置している協議会
- 市町村振興協会
- 一部事務組合、広域連合
- 市長会
- 一般社団法人

## 4 「法務人材」について

Q8 一般の職員に比べて<u>「法務人材」に特に重要だと</u>考えるスキル・適性について 当てはまるものをお答えください。 〔単一選択〕



- Q9 「法務人材」のあり方について、貴市のお考えは次のAとBのどちらに近いで すか。 〔単一選択〕
  - A ジェネラリスト(幅広い分野の知識や経験を有する人)であるべきである。
  - B スペシャリスト(法務に関する専門的知識・技術を有する人)であるべきである。



Q10 貴市における法務担当組織の体制、「法務人材」の確保・育成、法曹有資格者等の活用などについて、特徴的な取組みあるいは課題がありましたらお書きください。 [記述]

#### 【特徴的な取組み】

- 法務担当組織のほかに、部局ごとに法務担当職員を配置している。
- 特定任期付職員(弁護士登録者)を採用し、税外債権を有する所管課への法的助言や債権回収におけるマニュアル作成を実施した。
- 法的知識や応用力など、高い能力が求められるため、他部署より配置年数が長期となる 傾向にある。
- 採用から 5 年目の職員は、県設置の研修機関が主催する法制執務講座の受講を必須と し、条例等の制定や改廃に必要な基礎的知識を学び、演習を通じて立法技法を習得する ことで法制執務能力の向上を図っている。
- 他自治体へ法務担当職を研修派遣している。
- 若手職員(主任・主査級)が民間検定を受験している。

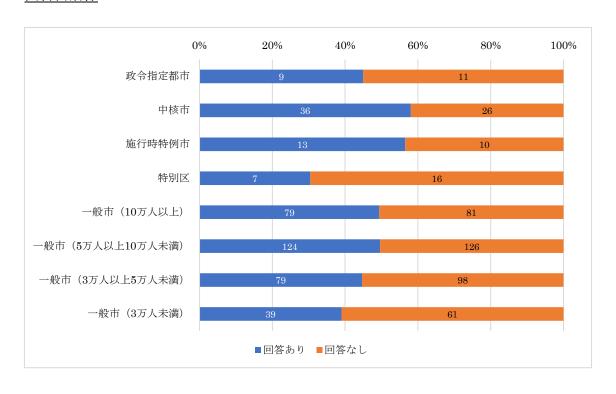
- 法務分野で専門知識や経験を持つ職員を「専門職員」に認定している。専門職員は、分野のスペシャリストとして、通常の異動サイクルにとらわれずに知識習得のための研修受講や資格取得などの研鑽に努めるとともに、習得した知識や経験を活かして業務改善等に取り組んでいる。
- 配属については、法学部出身の職員(又は法律知識のある職員)を中心に実施するが、 知識のない職員についても配属後に OJT の中で知識を得ていく考え方を重視している。 そのため、現状では、スペシャリストの育成、法曹関係者の採用及び委託についての検 討は行っていない。

## 【課題】

- 住民ニーズが複雑・多様化していることを踏まえると法的な根拠・解釈の知識のある法 務人材の確保は必要と考える。
- 法務人材が庁内に複数人在籍することを常況とするため、組織的かつ計画的に人材育成を進められるかが課題。
- 法務担当者の在籍年数が長くなりつつあり、業務が属人化している傾向にある。
- 例規審査担当者の育成: 育成に最も時間を要するスキルであり、法曹有資格者でも例規 審査だけは対応が困難。例規審査担当職員の育成・数の確保が何よりも課題。
- 相談業務等で顧問弁護士と特定任期付職員(弁護士登録者)との業務が重複するという ことが課題として残った。
- 法曹有資格者等の活用については、今後の課題と考える。
- 法曹有資格者を採用しようとする場合、募集を行っても、応募する人材がないことが課 題である。

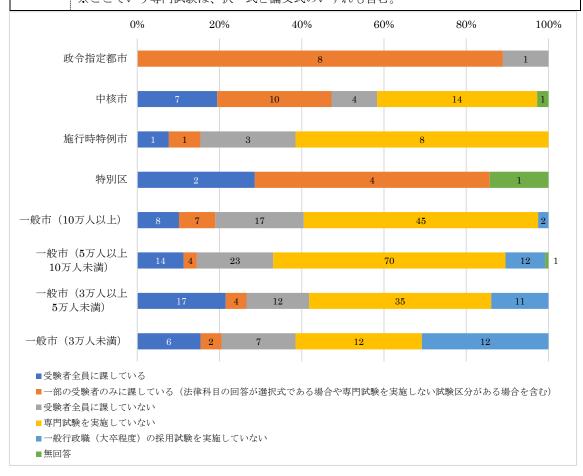
# Ⅱ クロス集計

# <u>回答自治体</u>

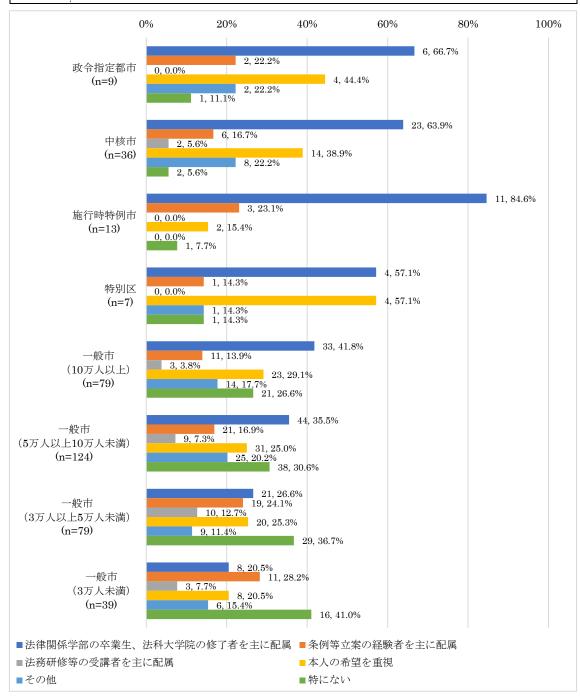


## 1 職員採用・人事異動・昇進について

Q1 貴市では、2020(令和 2)年度実施の一般行政職(大卒程度)採用の専門試験 ※において、法律科目を課していますか。 〔単一選択〕 ※ここでいう専門試験は、択一式と論文式のいずれも含む。



Q2法務担当組織への職員配属の考え方はどのようなものですか。〔2 つまで選択可〕

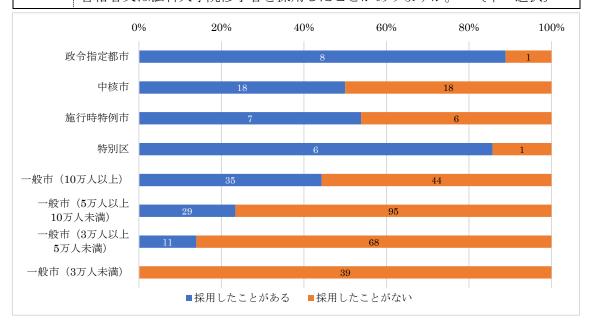


Q3 貴市では、職員の昇任・昇格と、法務研修の受講歴や民間検定の成績とを連動 させる等の取組みを行っていますか。 〔複数選択可〕

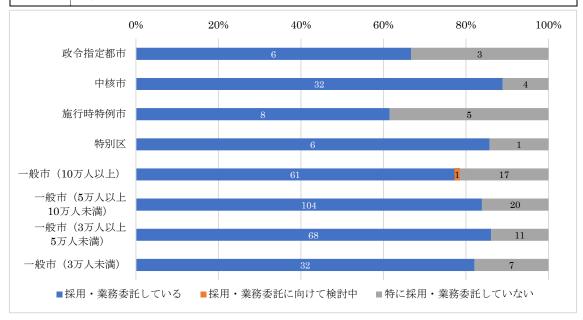


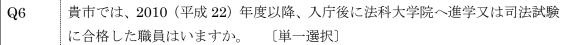
## 2 司法試験合格者又は法科大学院修了者の活用について

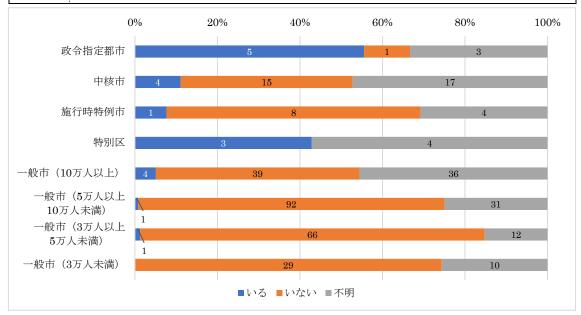
Q4 貴市では、2010 (平成 22) 年度以降、<u>一般行政職の常勤職員として</u>司法試験 合格者又は法科大学院修了者を採用したことがありますか。 〔単一選択〕



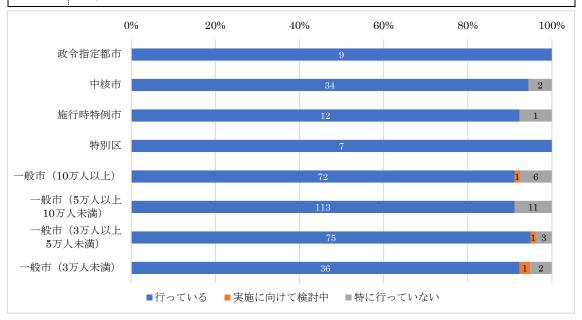
Q5 貴市では、<u>特別職若しくは非常勤職員として</u>弁護士を採用、又は、弁護士への 業務委託を行っていますか(例;顧問弁護士、スクールロイヤー)。 〔単一選 択〕







## 3 法務研修について



# 4 「法務人材」について

Q8 一般の職員に比べて<u>「法務人材」に特に重要だと</u>考えるスキル・適性について 当てはまるものをお答えください。 〔単一選択〕

#### ①法制執務のスキル

THE PROPERTY OF THE PARTY OF TH							
		1	2	3	4	5	
	全体	大変重要である	重要である	それほど 重要ではない	重要ではない	分からない	無回答
办人长少如士	9	6	2	1	0	0	0
政令指定都市	100%	66. 7%	22. 2%	11. 1%	0.0%	0.0%	0.0%
中核市	36	25	9	0	1	0	1
平核市	100%	69. 4%	25.0%	0.0%	2.8%	0.0%	2.8%
施行時特例市	13	9	4	0	0	0	0
W匠1.1 h444415/11111	100%	69. 2%	30.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特別区	7	6	1	0	0	0	0
<b>付</b> 別位	100%	85. 7%	14. 3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市(10万人以上)	79	51	26	0	0	0	2
预刊 (10万人以工)	100%	64.6%	32. 9%	0.0%	0.0%	0.0%	2. 5%
一般市(5万人以上10万人未	124	82	40	2	0	0	0
満)	100%	66. 1%	32. 3%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市(3万人以上5万人未	79	50	29	0	0	0	0
満)	100%	63. 3%	36. 7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市(3万人未満)	39	27	12	0	0	0	0
/JX 114 (U/J/\/\\(\) \(\)	100%	69. 2%	30.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	386	256	123	3	1	0	3
ПЫ	100%	66. 3%	31. 9%	0.8%	0.3%	0.0%	0.8%

#### ②法律に関する基本的知識

		1	2	3	4	5	
	全体	大変重要である	重要である	それほど 重要ではない	重要ではない	分からない	無回答
政令指定都市	9	7	2	0	0	0	0
以节相足部川	100%	77.8%	22. 2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
中核市	36	25	9	1	0	0	1
平核市	100%	69. 4%	25.0%	2.8%	0.0%	0.0%	2.8%
施行時特例市	13	8	5	0	0	0	0
NG116444.151111	100%	61. 5%	38.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特別区	7	6	1	0	0	0	0
<b>付</b> 加区	100%	85. 7%	14. 3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市(10万人以上)	79	50	27	0	0	0	2
预刊 (10万人以工)	100%	63.3%	34. 2%	0.0%	0.0%	0.0%	2. 5%
一般市(5万人以上10万人未	124	68	52	4	0	0	0
満)	100%	54.8%	41.9%	3. 2%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市(3万人以上5万人未	79	47	32	0	0	0	0
満)	100%	59. 5%	40. 5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市(3万人未満)	39	22	16	1	0	0	0
双川 (3万八木個)	100%	56. 4%	41.0%	2. 6%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	386	233	144	6	0	0	3
□ FI	100%	60. 4%	37. 3%	1.6%	0.0%	0.0%	0.8%

#### ③法令解釈のスキル

© 12   1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1							
		1	2	3	4	5	
	全体	大変重要である	重要である	それほど 重要ではない	重要ではない	分からない	無回答
政令指定都市	9	6	2	1	0	0	0
以节拍走郁巾	100%	66. 7%	22. 2%	11. 1%	0.0%	0.0%	0.0%
中核市	36	26	9	0	0	0	1
中核巾	100%	72. 2%	25. 0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%
施行時特例市	13	8	5	0	0	0	0
地11時代が111	100%	61.5%	38.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特別区	7	5	2	0	0	0	0
1付加区	100%	71. 4%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市(10万人以上)	79	53	24	0	0	0	2
放印(10万八四工)	100%	67. 1%	30. 4%	0.0%	0.0%	0.0%	2.5%
一般市(5万人以上10万人未	124	78	44	2	0	0	0
満)	100%	62. 9%	35. 5%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市(3万人以上5万人未	79	46	32	1	0	0	0
満)	100%	58. 2%	40. 5%	1. 3%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市(3万人未満)	39	23	16	0	0	0	0
双印 (3万八木個)	100%	59.0%	41.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	386	245	134	4	0	0	3
	100%	63. 5%	34.7%	1.0%	0.0%	0.0%	0.8%

#### ④争訟事務のスキル

		1	2	3	4	5	
	全体	大変重要である	重要である	それほど 重要ではない	重要ではない	分からない	無回答
エトクドウャルナ	9	6	2	1	0	0	0
政令指定都市	100%	66.7%	22. 2%	11. 1%	0.0%	0.0%	0.0%
中核市	36	11	20	1	1	2	1
中核巾	100%	30.6%	55. 6%	2. 8%	2. 8%	5. 6%	2.8%
施行時特例市	13	4	9	0	0	0	0
ルビ11 144415月11	100%	30.8%	69. 2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特別区	7	4	3	0	0	0	0
<b>分</b> 加区	100%	57. 1%	42. 9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市(10万人以上)	79	24	48	5	0	0	2
一放川 (10万人以工)	100%	30.4%	60. 8%	6.3%	0.0%	0.0%	2.5%
一般市(5万人以上10万人未	124	32	73	18	1	0	0
満)	100%	25. 8%	58. 9%	14.5%	0.8%	0.0%	0.0%
一般市(3万人以上5万人未	79	13	43	19	2	1	1
満)	100%	16.5%	54. 4%	24. 1%	2. 5%	1.3%	1.3%
一般市(3万人未満)	39	6	18	11	1	3	0
別入口1 (3万 八 小 何)	100%	15.4%	46.2%	28. 2%	2. 6%	7. 7%	0.0%
숨計	386	100	216	55	5	6	4
	100%	25. 9%	56.0%	14. 2%	1. 3%	1.6%	1.0%

#### ⑤契約事務のスキル

3天刑争伤のヘイル							
		1	2	3	4	5	
	全体	大変重要である	重要である	それほど 重要ではない	重要ではない	分からない	無回答
<b> 办</b>	9	1	5	2	0	1	0
政令指定都市	100%	11. 1%	55. 6%	22. 2%	0.0%	11.1%	0.0%
rh Harit	36	6	19	7	0	3	1
中核市	100%	16. 7%	52. 8%	19. 4%	0.0%	8.3%	2.8%
<b>长</b> 石味株/61士	13	3	8	1	1	0	0
施行時特例市	100%	23. 1%	61.5%	7. 7%	7. 7%	0.0%	0.0%
特別区	7	1	2	3	0	1	0
行別区	100%	14. 3%	28.6%	42. 9%	0.0%	14. 3%	0.0%
一般市(10万人以上)	79	11	51	14	1	0	2
一版(11 (10万人以上)	100%	13. 9%	64.6%	17. 7%	1.3%	0.0%	2. 5%
一般市(5万人以上10万人未	124	21	60	37	3	2	1
満)	100%	16. 9%	48. 4%	29.8%	2.4%	1.6%	0.8%
一般市(3万人以上5万人未	79	5	36	28	6	3	1
満)	100%	6.3%	45. 6%	35. 4%	7. 6%	3.8%	1.3%
一般市(3万人未満)	39	6	18	11	1	3	0
がない (ロカノマル(側)	100%	15. 4%	46. 2%	28. 2%	2. 6%	7. 7%	0.0%
合計	386	54	199	103	12	13	5
	100%	14.0%	51.6%	26. 7%	3. 1%	3.4%	1.3%

#### ⑥個別行政分野に関する知識・スキル

		1	2	3	4	5	
	全体	大変重要である	重要である	それほど 重要ではない	重要ではない	分からない	無回答
rl	9	2	4	2	0	1	0
政令指定都市	100%	22. 2%	44. 4%	22. 2%	0.0%	11.1%	0.0%
d=1d=1	36	6	19	6	1	3	1
中核市	100%	16. 7%	52.8%	16. 7%	2.8%	8.3%	2.8%
施行時特例市	13	3	10	0	0	0	0
加11 144年19月11	100%	23. 1%	76. 9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特別区	7	0	5	1	0	1	0
177112	100%	0.0%	71.4%	14. 3%	0.0%	14. 3%	0.0%
一般市(10万人以上)	79	13	51	11	1	1	2
別川 (10万八以上)	100%	16. 5%	64.6%	13.9%	1.3%	1.3%	2. 5%
一般市(5万人以上10万人未	124	21	68	31	1	3	0
満)	100%	16. 9%	54. 8%	25.0%	0.8%	2.4%	0.0%
一般市(3万人以上5万人未	79	9	42	24	2	2	0
満)	100%	11.4%	53. 2%	30. 4%	2. 5%	2. 5%	0.0%
一般市(3万人未満)	39	6	21	7	3	2	0
/ X   1 (3/3 / (2/14回)	100%	15. 4%	53.8%	17. 9%	7. 7%	5. 1%	0.0%
合計	386	60	220	82	8	13	3
O PI	100%	15. 5%	57.0%	21.2%	2. 1%	3. 4%	0.8%

#### ⑦事務処理能力

		1	2	3	4	5	
	全体	大変重要である	重要である	それほど 重要ではない	重要ではない	分からない	無回答
Tr A 化 中 和 士	9	3	5	0	0	1	0
政令指定都市	100%	33. 3%	55. 6%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%
中核市	36	4	22	6	0	3	1
中核巾	100%	11.1%	61. 1%	16. 7%	0.0%	8. 3%	2.8%
施行時特例市	13	4	8	1	0	0	0
ルビ11 144年19月日	100%	30.8%	61.5%	7. 7%	0.0%	0.0%	0.0%
特別区	7	1	4	1	0	1	0
14701区	100%	14. 3%	57.1%	14. 3%	0.0%	14. 3%	0.0%
一般市(10万人以上)	79	12	57	6	1	1	2
一般用(10万八以上)	100%	15. 2%	72. 2%	7.6%	1.3%	1.3%	2.5%
一般市(5万人以上10万人未	124	26	79	16	1	2	0
満)	100%	21.0%	63. 7%	12. 9%	0.8%	1.6%	0.0%
一般市(3万人以上5万人未	79	10	50	14	1	4	0
満)	100%	12. 7%	63. 3%	17. 7%	1.3%	5.1%	0.0%
一般市(3万人未満)	39	6	31	1	1	0	0
一放川 (3万八木個)	100%	15. 4%	79. 5%	2. 6%	2. 6%	0.0%	0.0%
숨計	386	66	256	45	4	12	3
	100%	17. 1%	66. 3%	11.7%	1.0%	3. 1%	0.8%

## ⑧業務の効率性

<b>○未初の別平は</b>							
		1	2	3	4	5	
	全体	大変重要である	重要である	それほど 重要ではない	重要ではない	分からない	無回答
かん 化 ウ 押 士	9	2	6	0	0	1	0
政令指定都市	100%	22. 2%	66. 7%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%
中核市	36	2	24	6	0	3	1
中核巾	100%	5. 6%	66. 7%	16. 7%	0.0%	8.3%	2.8%
施行時特例市	13	4	8	1	0	0	0
旭1月叶竹州巾	100%	30.8%	61.5%	7. 7%	0.0%	0.0%	0.0%
特別区	7	1	4	1	0	1	0
14別区	100%	14. 3%	57.1%	14. 3%	0.0%	14. 3%	0.0%
一般市(10万人以上)	79	10	55	10	1	1	2
一放川 (10万人以工)	100%	12. 7%	69.6%	12.7%	1.3%	1.3%	2. 5%
一般市(5万人以上10万人未	124	24	79	17	1	2	1
満)	100%	19. 4%	63. 7%	13. 7%	0.8%	1.6%	0.8%
一般市(3万人以上5万人未	79	7	51	18	0	3	0
満)	100%	8.9%	64.6%	22. 8%	0.0%	3.8%	0.0%
一般市(3万人未満)	39	5	29	3	1	1	0
ルメリュ(ロノスノヘイト(向)	100%	12. 8%	74.4%	7. 7%	2.6%	2. 6%	0.0%
合計	386	55	256	56	3	12	4
	100%	14. 2%	66.3%	14. 5%	0.8%	3. 1%	1.0%

#### ⑨長期的視野に基づいた業務への取り組み姿勢

		1	2	3	4	5	
	全体	大変重要である	重要である	それほど 重要ではない	重要ではない	分からない	無回答
xk 会长会 ## 士	9	2	6	0	0	1	0
政令指定都市	100%	22. 2%	66. 7%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%
中核市	36	5	22	3	1	4	1
甲核甲	100%	13. 9%	61. 1%	8. 3%	2. 8%	11.1%	2.8%
施行時特例市	13	3	9	1	0	0	0
1644年5月11	100%	23. 1%	69. 2%	7. 7%	0.0%	0.0%	0.0%
特別区	7	0	5	1	0	1	0
14701区	100%	0.0%	71.4%	14.3%	0.0%	14. 3%	0.0%
一般市(10万人以上)	79	11	52	11	1	2	2
一般印(10万人以上)	100%	13. 9%	65. 8%	13. 9%	1.3%	2.5%	2. 5%
一般市(5万人以上10万人未	124	25	79	15	2	3	0
満)	100%	20. 2%	63. 7%	12.1%	1.6%	2.4%	0.0%
一般市(3万人以上5万人未	79	6	54	17	1	1	0
満)	100%	7.6%	68. 4%	21. 5%	1.3%	1.3%	0.0%
一般市(3万人未満)	39	5	27	6	0	1	0
一放川 (3万八木侗)	100%	12.8%	69. 2%	15. 4%	0.0%	2. 6%	0.0%
合計	386	57	254	54	5	13	3
□ PI	100%	14. 8%	65.8%	14.0%	1.3%	3.4%	0.8%

#### ⑩関連部署や事業者等との調整能力

		1	2	3	4	5	
	全体	大変重要である	重要である	それほど 重要ではない	重要ではない	分からない	無回答
Tr A 化 中 和 士	9	4	4	0	0	1	0
政令指定都市	100%	44.4%	44. 4%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%
中核市	36	13	17	2	0	3	1
十核川	100%	36. 1%	47. 2%	5. 6%	0.0%	8. 3%	2.8%
施行時特例市	13	4	9	0	0	0	0
加[1] [444][1]	100%	30.8%	69. 2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特別区	7	2	4	1	0	0	0
177112	100%	28.6%	57.1%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市(10万人以上)	79	26	45	4	1	1	2
派师(10万八四二)	100%	32. 9%	57.0%	5.1%	1.3%	1.3%	2.5%
一般市(5万人以上10万人未	124	50	63	8	1	1	1
満)	100%	40.3%	50. 8%	6. 5%	0.8%	0.8%	0.8%
一般市(3万人以上5万人未	79	20	51	6	0	2	0
満)	100%	25.3%	64. 6%	7. 6%	0.0%	2.5%	0.0%
一般市(3万人未満)	39	13	24	2	0	0	0
双印 (3万)八木(闸)	100%	33.3%	61.5%	5. 1%	0.0%	0.0%	0.0%
숨計	386	132	217	23	2	8	4
	100%	34. 2%	56. 2%	6.0%	0.5%	2.1%	1.0%

#### **⑪コミュニケーションカ**

<b>ルコミューケーフョンカ</b>							
		1	2	3	4	5	
	全体	大変重要である	重要である	それほど 重要ではない	重要ではない	分からない	無回答
<b>办</b> 人长之如士	9	3	5	0	0	1	0
政令指定都市	100%	33. 3%	55. 6%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%
中核市	36	14	17	1	0	3	1
中核巾	100%	38. 9%	47. 2%	2. 8%	0.0%	8.3%	2.8%
施行時特例市	13	3	10	0	0	0	0
旭1]叶竹州巾	100%	23. 1%	76. 9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特別区	7	1	5	1	0	0	0
14701区	100%	14. 3%	71.4%	14. 3%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市(10万人以上)	79	22	48	5	1	1	2
规印(10万八以工)	100%	27. 8%	60. 8%	6.3%	1.3%	1.3%	2.5%
一般市(5万人以上10万人未	124	46	71	4	1	1	1
満)	100%	37. 1%	57. 3%	3. 2%	0.8%	0.8%	0.8%
一般市(3万人以上5万人未	79	16	51	10	0	2	0
満)	100%	20.3%	64. 6%	12. 7%	0.0%	2. 5%	0.0%
一般市(3万人未満)	39	10	28	1	0	0	0
がない (ロカノヘ本(側)	100%	25. 6%	71.8%	2. 6%	0.0%	0.0%	0.0%
승計	386	115	235	22	2	8	4
	100%	29. 8%	60.9%	5. 7%	0. 5%	2.1%	1.0%

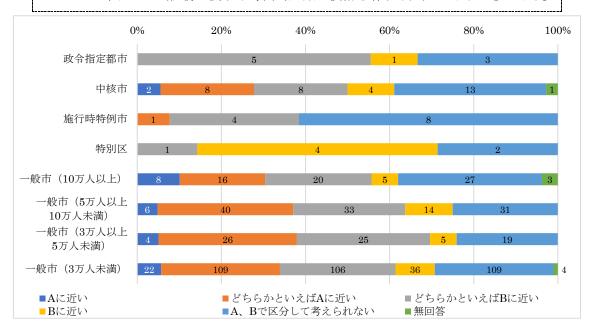
#### ①業務へのモチベーション

		1	2	3	4	5	
	全体	大変重要である	重要である	それほど 重要ではない	重要ではない	分からない	無回答
政令指定都市	9	5	3	0	0	1	0
以下相足部川	100%	55. 6%	33. 3%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%
中核市	36	12	16	4	0	3	1
十核川	100%	33. 3%	44. 4%	11.1%	0.0%	8.3%	2.8%
施行時特例市	13	4	9	0	0	0	0
加1 1 64 44 19 1 1 1 1	100%	30. 8%	69. 2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特別区	7	2	3	1	0	1	0
47000	100%	28.6%	42. 9%	14. 3%	0.0%	14. 3%	0.0%
一般市(10万人以上)	79	20	47	8	1	1	2
放刊 (10万八以工)	100%	25. 3%	59. 5%	10. 1%	1.3%	1.3%	2. 5%
一般市(5万人以上10万人未	124	45	64	11	1	2	1
満)	100%	36. 3%	51.6%	8.9%	0.8%	1.6%	0.8%
一般市(3万人以上5万人未	79	15	51	11	0	2	0
満)	100%	19.0%	64.6%	13.9%	0.0%	2. 5%	0.0%
一般市(3万人未満)	39	10	26	2	0	1	0
州スココ (ゼノナノベイト(四)	100%	25. 6%	66. 7%	5. 1%	0.0%	2.6%	0.0%
合計	386	113	219	37	2	11	4
□ #I	100%	29. 3%	56. 7%	9. 6%	0. 5%	2.8%	1.0%

# ③専門分野にとらわれず行政全体を俯瞰できる広い視野

		1	2	3	4	5	
	全体	大変重要である	重要である	それほど 重要ではない	重要ではない	分からない	無回答
政令指定都市	9	6	2	0	0	1	0
	100%	66. 7%	22. 2%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%
中核市	36	13	16	3	0	3	1
	100%	36. 1%	44.4%	8.3%	0.0%	8.3%	2.8%
施行時特例市	13	3	10	0	0	0	0
	100%	23. 1%	76. 9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特別区	7	1	5	1	0	0	0
	100%	14. 3%	71.4%	14. 3%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市(10万人以上)	79	26	45	4	1	1	2
	100%	32. 9%	57.0%	5. 1%	1.3%	1.3%	2. 5%
一般市(5万人以上10万人未 満)	124	51	66	3	1	2	1
	100%	41.1%	53. 2%	2. 4%	0. 8%	1.6%	0.8%
一般市(3万人以上5万人未 満)	79	18	56	5	0	0	0
	100%	22. 8%	70. 9%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市(3万人未満)	39	12	27	0	0	0	0
	100%	30. 8%	69. 2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	386	130	227	16	2	7	4
	100%	33. 7%	58. 8%	4. 1%	0. 5%	1.8%	1.0%

- Q9 「法務人材」のあり方について、貴市のお考えは次のAとBのどちらに近いで すか。 〔単一選択〕
  - A ジェネラリスト (幅広い分野の知識や経験を有する人) であるべきである。
  - B スペシャリスト (法務に関する専門的知識・技術を有する人) であるべきである。

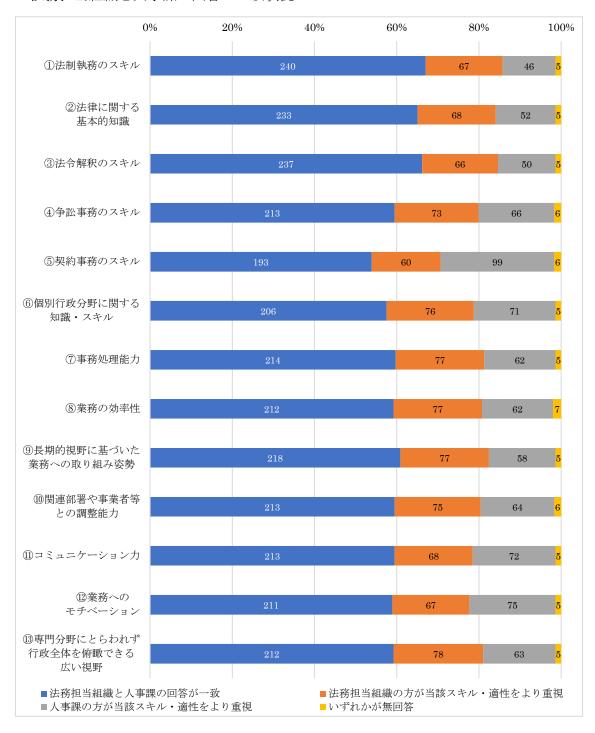


# 比較編

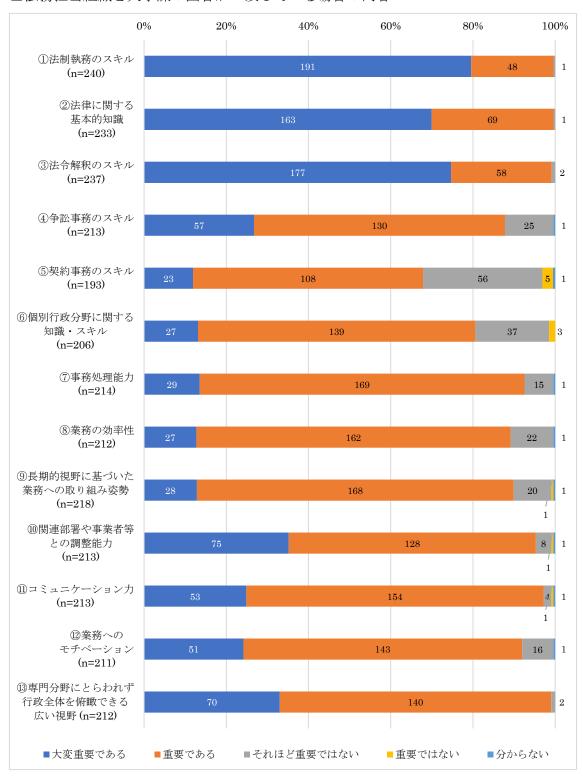
# I 法務担当組織と人事課の比較

法 Q12 一般の職員に比べて <u>「法務人材」に特に重要だと</u> 考えるスキル・適性について 人 Q8 当てはまるものをお答えください。 [単一選択]

#### ■法務担当組織と人事課の回答の一致状況



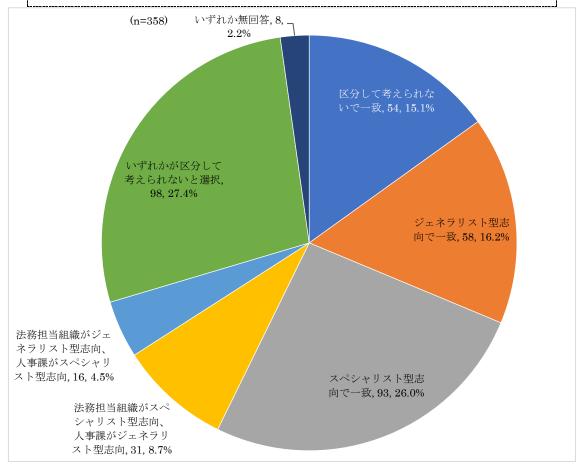
## ■法務担当組織と人事課の回答が一致している場合の内容



法 Q13 「法務人材」のあり方について、貴市のお考えは次の A  $\geq B$  のどちらに近いで A Q9 すか。 〔単一選択〕

A ジェネラリスト(幅広い分野の知識や経験を有する人)であるべきである。

B スペシャリスト(法務に関する専門的知識・技術を有する人)であるべきである。



%「Aに近い」、「どちらかといえばAに近い」を「ジェネラリスト型志向」に、 「Bに近い」、「どちらかといえばBに近い」を「スペシャリスト型志向」に、 それぞれ類型化した。

## Ⅱ 過去のアンケート調査との比較

日本都市センターでは、自治体法務に関する包括的・総合的なアンケートとして、1999年度に「自治体の法務に関するアンケート調査」、2000年度に「自治体の法務組織体制等に関するアンケート調査」をそれぞれ実施した $^{1}$ 。

そこで、今回実施した「都市自治体における法務人材に関するアンケート調査」における 設問のうち、これらのアンケート調査と共通する設問については、比較分析を行った。

#### ※以下の記載方法について

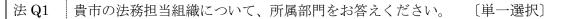
- 「都市自治体における法務人材に関するアンケート調査」を「今回調査」、「自治体の 法務に関するアンケート調査」を「1999 年度調査」、「自治体の法務組織体制等に関 するアンケート調査」を「2000 年度調査」と記載する。
- 1999 年度調査及び 2000 年度調査は、政令指定都市をはじめとする一部の都市自治体 (144 市区) のほかに、都道府県及び「法務に関して先行的な取組みを行っていると みられる」10 町も対象に実施されている。そのため、1999 年度調査及び 2000 年度 調査については、都市自治体の回答(1999 年度調査:112 市区、2000 年度調査:115 市区) のみを抽出した結果、今回調査については、政令指定都市、中核市、施行時特 例市、特別区の回答のみを抽出した結果もそれぞれ併記した。

<参考>1999 年度調査及び 2000 年度調査の対象と回答状況

	1999 年度調査	2000 年度調査
政令指定都市	9 市/12 市	9 市/12 市
中核市	23 市/29 市 **1	31 市/34 市 **2
特例市の対象市	48 市/64 市	44 市/59 市
法務に関して先行的な取組みを行って いるとみられるその他の市・町	15 市/16 市 7 町/10 町	13 市/16 市 6 町/10 町
特別区	17 区/23 区	18 区/23 区
都道府県	43 自治体/47 自治体	40 自治体/47 自治体

- ※1 1999年4月1日時点で指定済みの25市のほかに、移行予定(当時)の4市を含む。
- ※2 2000 年 4 月 1 日時点で指定済みの 27 市のほかに、移行予定の 2 市及び地方分権一括法で中核市の要件から昼夜間人口比率による制限が撤廃されたことから新しく中核市の対象となった 5 市を含む。それに伴い、特例市の対象市の数は、1999 年度調査から 5 減の 59 市となっている。
- 設問や選択肢の文言は、今回調査のものをベースとし、一部変更している場合がある。

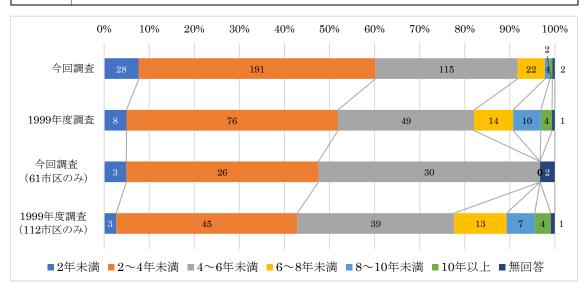
<sup>1</sup> 調査の詳細及び結果概要については、『分権型社会における自治体法務 ―その視点と基本フレーム』(日本都市センター、2001年)を参照。





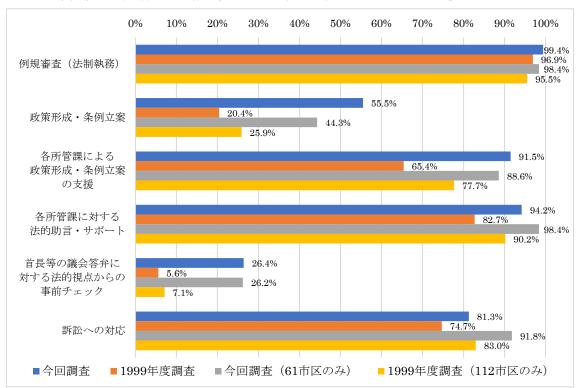
※今回調査では法務担当組織ごとに、1999年度調査では自治体ごとに、それぞれ回答を依頼。

法 Q2 貴市の法務担当組織の職員の平均在籍年数(通算)は、概ね何年ですか。 〔単一選択〕



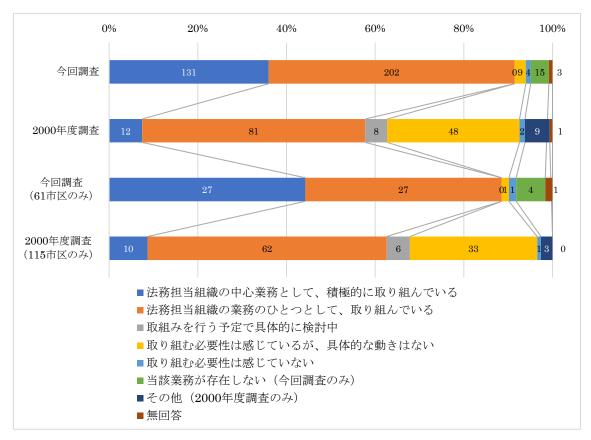
法 Q3 以下の業務に対する貴市の法務担当組織の取組み状況についてお答えください。 〔単一選択〕

#### ■1999 年度調査(法務担当組織の現在の主な役割に関する設問)との比較



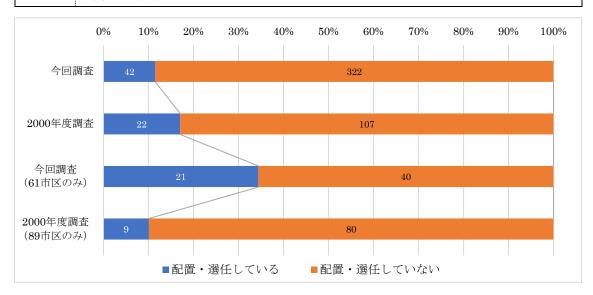
- ※1 今回調査については、「法務担当組織の中心業務として、積極的に取り組んでいる」と「法 務担当組織の業務のひとつとして、取り組んでいる」の回答数を合算。
- ※2 1999 年度調査では、法務担当組織の現在の主な役割を聞いていたため、必ずしも取組み状況と一致しない可能性がある。

#### ■2000 年度調査(政策・事業担当部門の政策形成・条例立案等への支援に関する設問)との比較



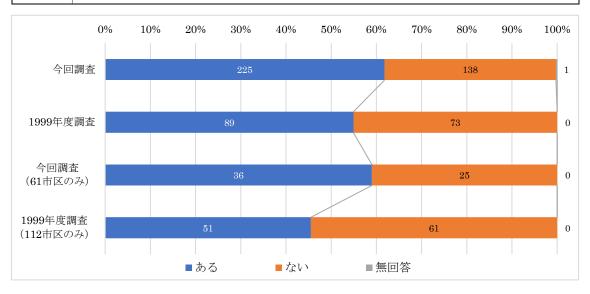
※今回調査にのみ「当該業務が存在しない」、2000年度調査にのみ「その他」の選択肢あり。

法 Q5 貴市では、法務担当組織以外の事業担当部門等(教育委員会、議会事務局を含む)に法務担当職員(例;法務支援員、法務主任)を配置・選任していますか。 [単一選択]

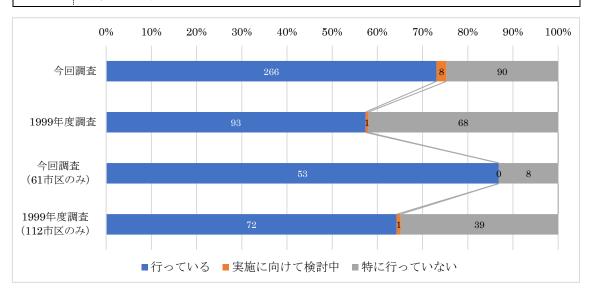


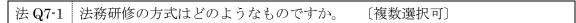
※2000 年度調査では、各部門に部の総括課等を設置していると回答した自治体のみを対象に、 法務担当職員の配置の有無を聞いている。また、「各部門の総括課等の全てに、法務担当を設 置している」と「全てではないが、主な部門の総括課等には、法務担当を設置している」の回 答数を合算して、「配置・選任している」の回答数とみなした。

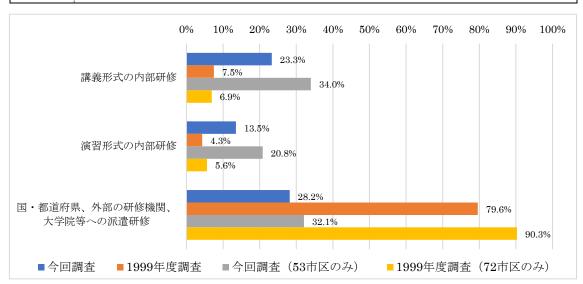
法 Q6 貴市には、法務に関する庁内横断組織(例;例規審査委員会、法規審査委員会) がありますか。 〔単一選択〕

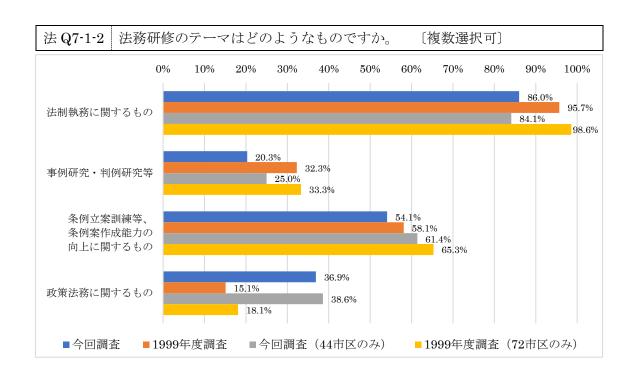


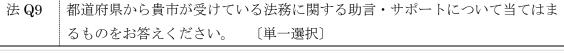
法 Q7 貴市では、法務担当組織の職員を対象とした法務研修を行っていますか。 〔単一選択〕

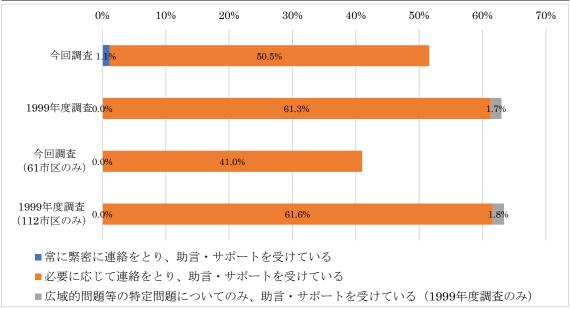




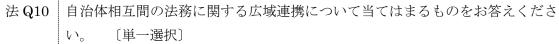


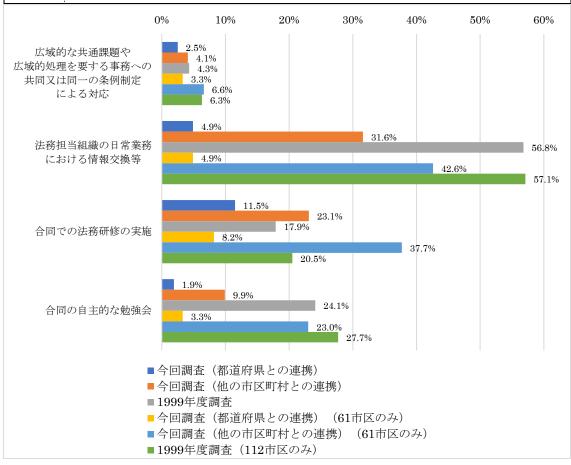


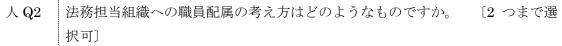


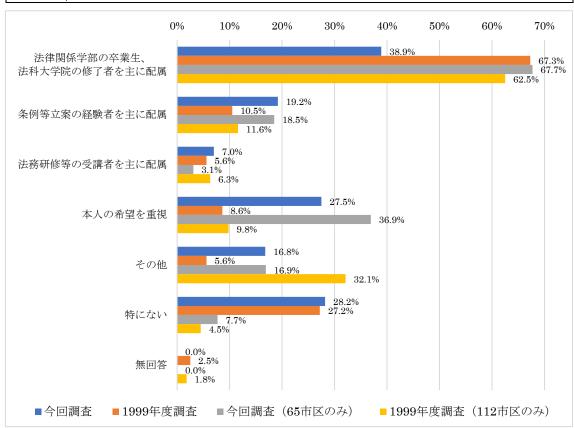


※1999 年度調査にのみ、「広域的問題等の特定問題についてのみ、助言・サポートを受けている」 の選択肢あり。









人 Q7 貴市では、法務担当組織以外の職員を対象とした法務研修を行っていますか。 [単一選択]

